

第2期 鎌ヶ谷市子ども・子育て 支援事業計画



令和2年7月
鎌ヶ谷市



はじめに

鎌ケ谷市では、すべての子どもは「鎌ケ谷市の未来を支える希望」であることを念頭にして、「子どもの視点に立った施策」を積極的に展開し、「家庭、行政、学校、地域、事業所など社会全体」で、子どもとその家庭を支援することを基本理念とした「第1期鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民の皆様や関係団体のご理解やご協力を賜りながら、子育てに関する負担の解消や待機児童対策など様々な子育て支援に取り組んでまいりました。



しかしながら、少子高齢化の進展、核家族化の進行や保育ニーズの多様化など、子育て中の親子の孤立化や不安や負担感をもつ保護者は、増加しており、引き続き、社会全体で子育て支援をする必要があります。

このような状況を踏まえ、子育て支援をより一層推進していくため、第1期計画の基本理念を踏襲した「第2期鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、子育て世代の方がずっと住み続けたいと思われる「子育て世代にやさしい街づくり」を展開するため、子育て支援策の質の確保や向上を進めてまいります。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました「子ども・子育て会議」の委員をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和2年7月

鎌ケ谷市長 清水 聖士

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の法的な根拠・位置付け	2
第3節	他の計画との関係	3
第4節	計画の期間	3
第5節	計画の策定体制	4
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
第1節	統計から見る現状	5
第2節	アンケートから見る子育て家庭の状況	11
第3節	第1期計画の評価	24
第4節	子育て支援に関する課題	38
第3章	計画の基本的な考え方	40
第1節	基本理念	40
第2節	基本方針	40
第3節	施策の体系	42
第4章	施策の展開	44
基本方針1	すべての子どもが健やかに成長できるための支援	44
基本方針2	きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援	49
基本方針3	子どもを産み育てる家庭への支援	53
基本方針4	社会全体で“子育て”を支えるための環境整備	56
第5章	子ども・子育て支援事業計画	59
第1節	提供区域の設定	59
第2節	教育・保育の見込み量及び確保方策等	60
第3節	地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策等	64
第6章	計画の推進	93
第1節	計画の推進体制	93
第2節	進捗状況の点検・評価	94

資料編.....	95
1 鎌ヶ谷市子ども・子育て会議条例.....	95
2 鎌ヶ谷市子ども・子育て会議委員名簿.....	97
3 計画策定の経過.....	98

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

国では、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

この法律の基本理念として、子ども子育て支援は、父母その他の保護者が子育てに関する第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会全体で取り組むべきものとしています。

また、平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において、保育士の処遇改善、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置等を推進しているほか、平成29年の「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに全国の待機児童解消を目指すことを掲げており、令和元年には幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、積極的な取り組みを進めています。

本市においても、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、平成27年に「第1期鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、総合的な子育て支援策の事業展開を行っています。

第1期計画が令和元年までを計画期間としていることから、現行計画の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る利用状況やニーズ、市の実情などを踏まえ、このたび「第2期鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

■子ども・子育てに関する法律、制度、近年の動向

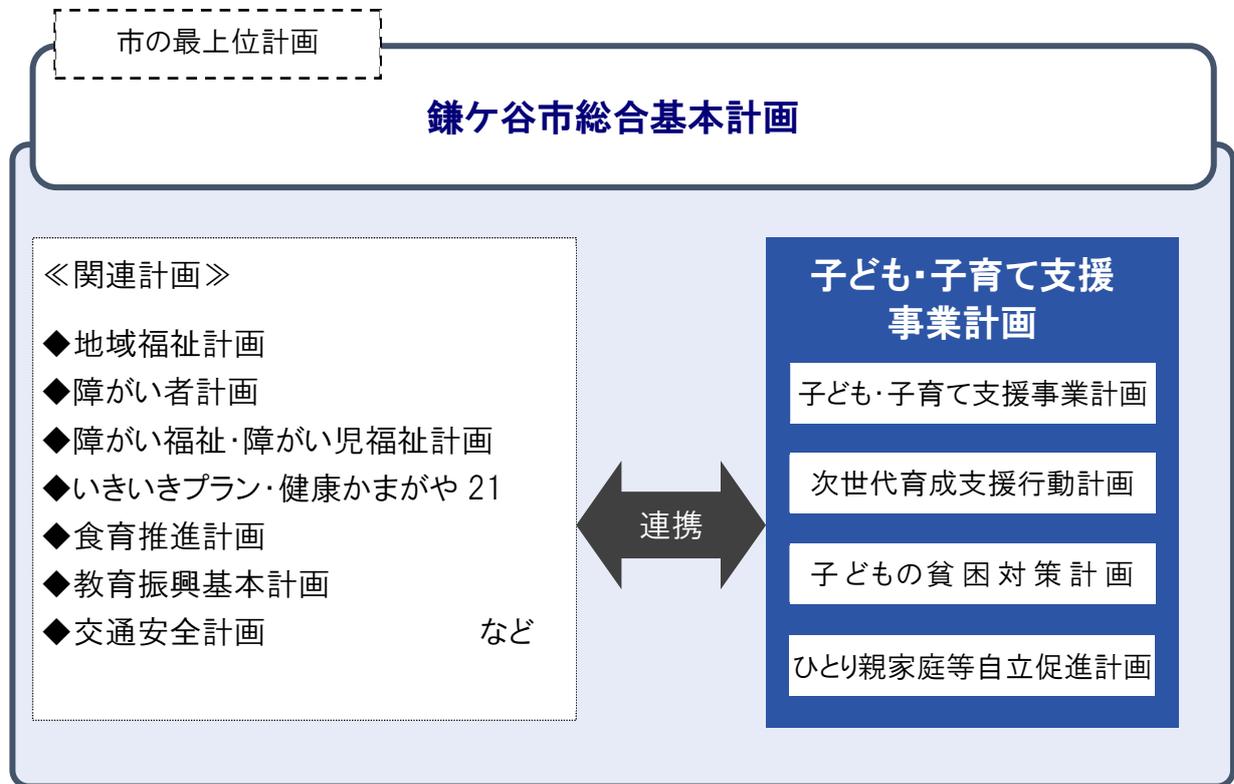
	法律・制度等	内容
平成26年	次世代育成支援対策推進法改正	平成27年3月末までの時限立法に延長。
平成27年	待機児童解消加速化プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
平成28年	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備などを明確化。
平成29年	子育て安心プラン	令和4年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等を掲げる。
	改正社会福祉法の施行	「支え手」「受け手」という関係を越えて、生活困窮、子どもの貧困、児童虐待等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされている。
平成30年	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当代象の拡大、待機児童解消等の取組の支援。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。
令和元年	幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が成立。令和元年10月より、認可保育所や幼稚園、認定こども園などの利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律成立	子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要の施策を講じることが明記。また市町村においても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務化。

第2節 計画の法的な根拠・位置付け

- 「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。
- 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」として位置付けます。
- 貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策についての計画」として位置付けます。
- 母子家庭等施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の母子家庭等に対して効果的に機能するため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定に基づく「自立促進計画」として位置付けます。

第3節 他の計画との関係

本計画は、「鎌ヶ谷市総合基本計画」を上位計画とします。また、関連する他の計画である「地域福祉計画」等との整合、連携を図ります。



第4節 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、各事業の数値目標や関連施設の整備状況などが大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
調査・計画の策定		第2期鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画				

第5節 計画の策定体制

1. アンケート調査の実施

本計画を策定することに伴い、子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、「就学前児童」がいる保護者、「小学生児童」がいる保護者を対象として、アンケート調査を実施しました。

2. 「子ども・子育て会議」による審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て施策に関する事業に従事する者等で構成する「鎌ヶ谷市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

3. パブリックコメントの実施

令和2年3月31日から4月30日にかけて、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

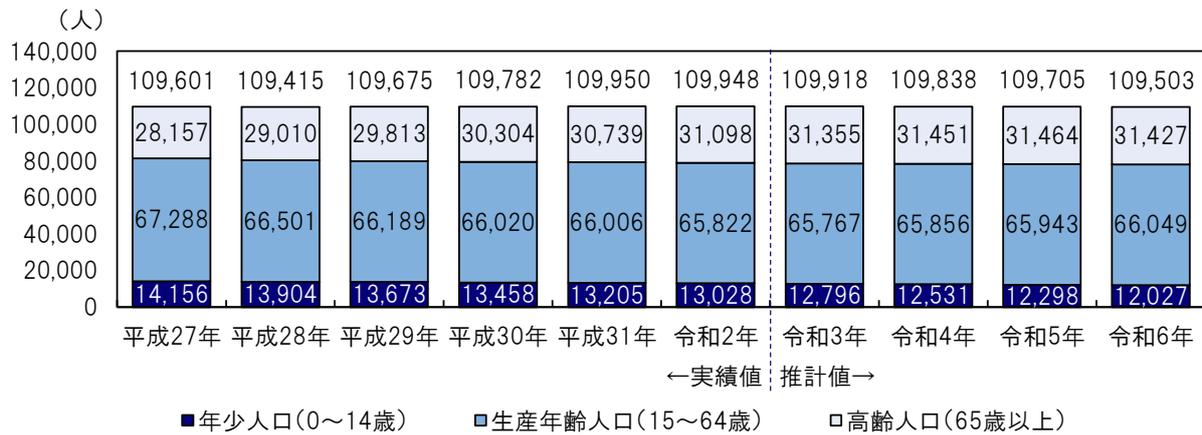
第1節 統計から見る現状

1. 総人口の推移

総人口は、平成28年から平成31年にかけて増加しており、令和2年2月末日時点では109,948人となっています。

年齢3区分別による内訳をみると、年少人口及び生産年齢人口は年々減少しており、推計値においても令和3年以降は総人口が減少する見込みとなっています。

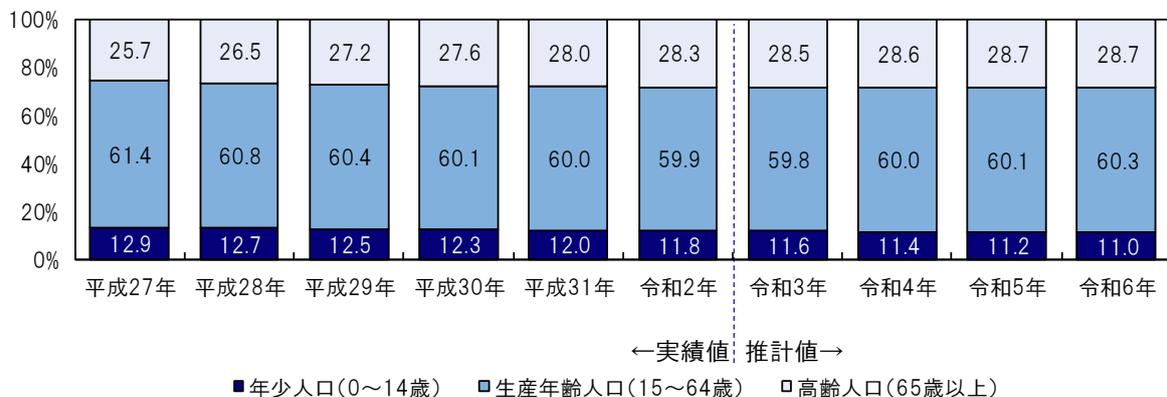
総人口及び年齢3区分別人口の推移



実績値資料：住民基本台帳（各年4月1日現在、令和2年のみ2月末日）

推計値資料：住民基本台帳人口の実績を基に算出

年齢3区分別人口割合の推移

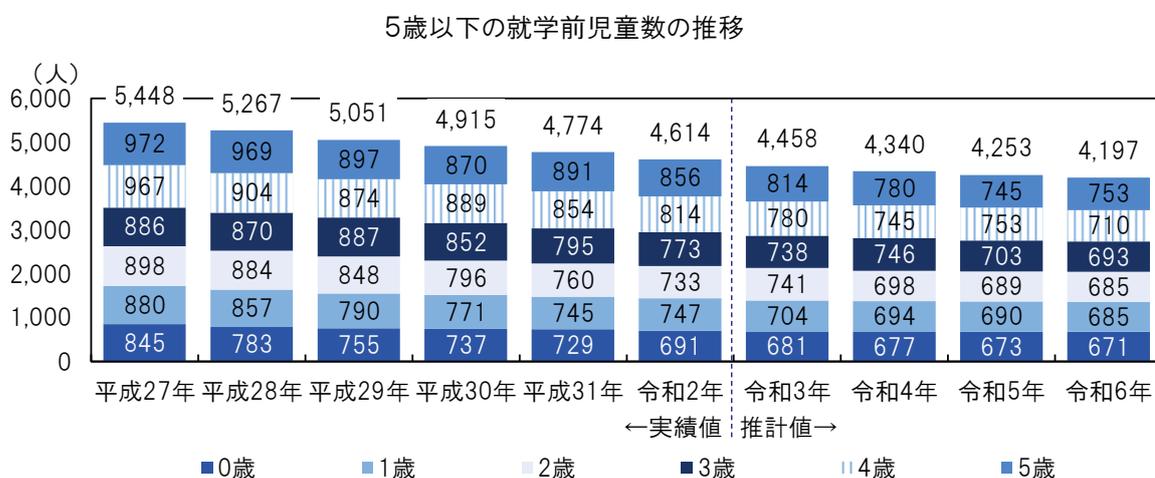


実績値資料：住民基本台帳（各年4月1日現在、令和2年のみ2月末日）

推計値資料：住民基本台帳人口の実績を基に算出

2. 児童人口の推移

5歳以下の就学前児童数は減少傾向にあり、平成27年から平成31年にかけて674人減少しており、以降も減少する見込みとなっています。



実績値資料：住民基本台帳（各年4月1日現在、令和2年のみ2月末日）

推計値資料：住民基本台帳人口の実績を基に算出

11歳以下の就学前児童・就学児童数は平成27年から平成31年にかけて減少傾向にあり、特に1・2歳、3～5歳でそれぞれ300人程度の減少となっています。

推計値では、令和2年から令和6年にかけて1,009人減少する見込みとなっており、特に3～5歳の就学前児童及び6～8歳、9～11歳の就学児童で多くなっています。

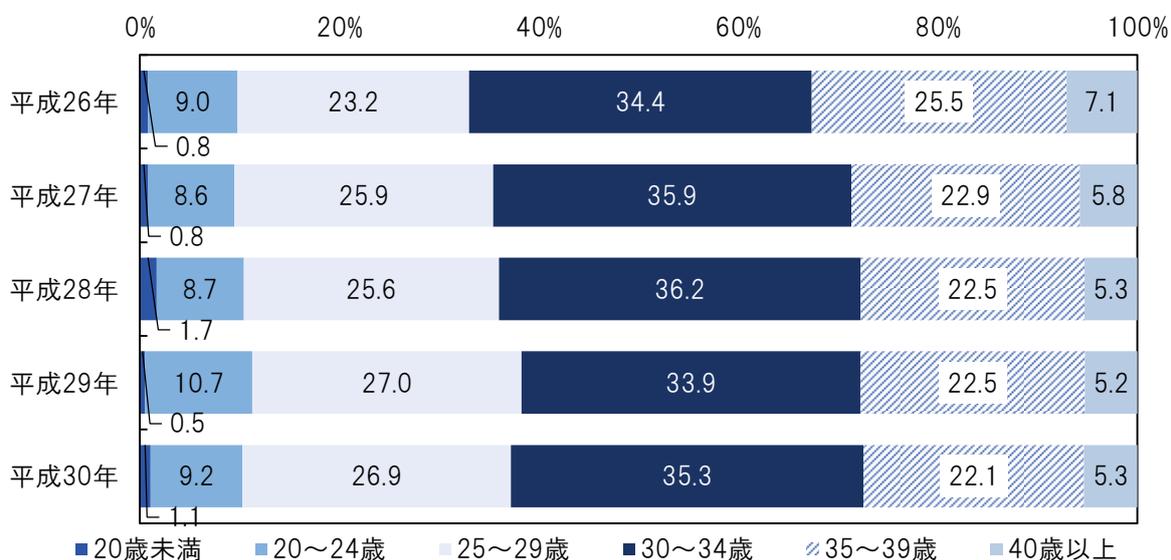


実績値資料：住民基本台帳（各年4月1日現在、令和2年のみ2月末日）

推計値資料：住民基本台帳人口の実績を基に算出

3. 出生時の母親の年齢

出生時の母親の年齢は、過去5年間いずれも30～34歳が3割台と最も高くなっています。また、平成26年の35歳以上の割合は3割を超えていましたが、以降は3割弱で推移しています。



資料：健康増進課

4. 子どものいる世帯の推移

総世帯数が増加傾向にあるのに対し、6歳未満児童のいる世帯数は減少傾向にあり、核家族世帯数も減少しています。

また、ひとり親世帯数は横ばいとなっています。

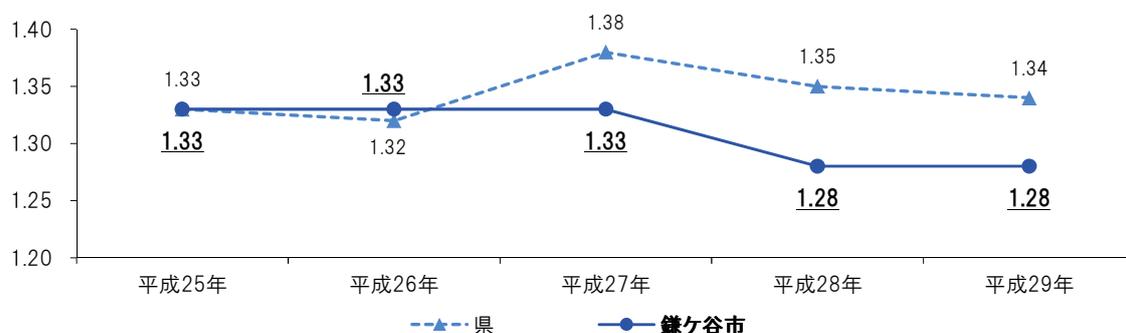
	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	37,467	41,936	44,072
18歳未満児童のいる世帯数 (総世帯数に占める割合)	9,888 (26.4%)	10,211 (24.3%)	10,099 (22.9%)
核家族世帯数 (総世帯数に占める割合)	8,344 (22.3%)	8,763 (20.9%)	8,961 (20.3%)
ひとり親世帯数 (総世帯数に占める割合)	766 (2.0%)	874 (2.1%)	807 (1.8%)
6歳未満児童のいる世帯数 (総世帯数に占める割合)	4,428 (11.8%)	4,357 (10.4%)	4,069 (9.2%)
核家族世帯数 (総世帯数に占める割合)	3,860 (10.3%)	3,841 (9.2%)	3,710 (8.4%)
ひとり親世帯数 (総世帯数に占める割合)	178 (0.5%)	142 (0.3%)	173 (0.4%)

資料：国勢調査

5. 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成27年は1.33でしたが、平成29年までで1.28となっています。

また、千葉県が増加傾向にあるため、平成27年以降はその差が開いています。

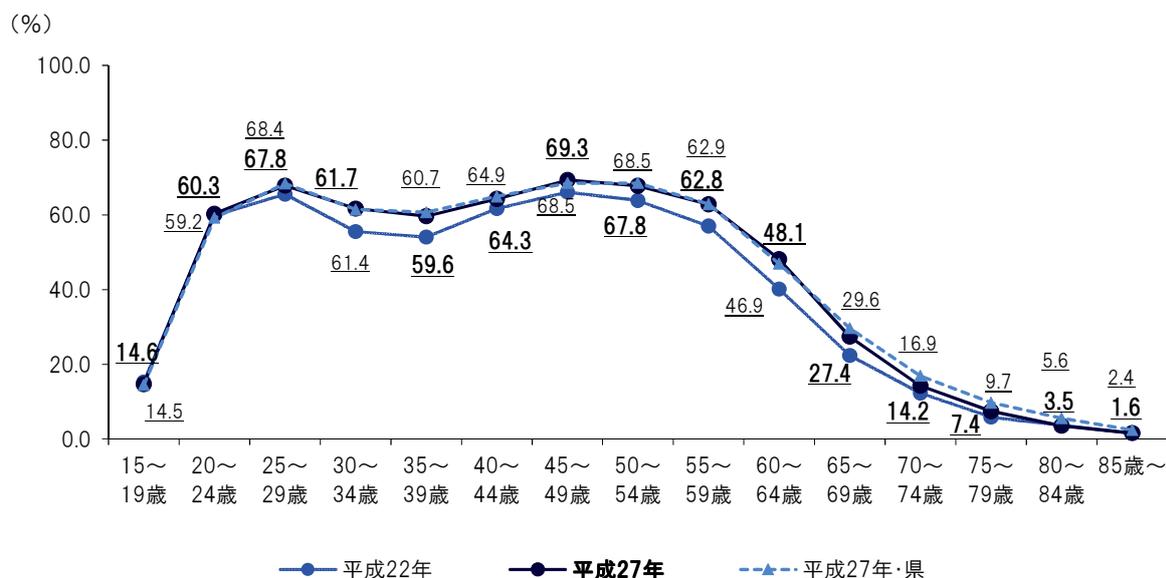


資料:千葉県衛生統計

6. 女性の就業率の推移

国の女性の就業率の推移をみると、20～79歳までで平成22年から増加し、特に30歳代で高くなっています。

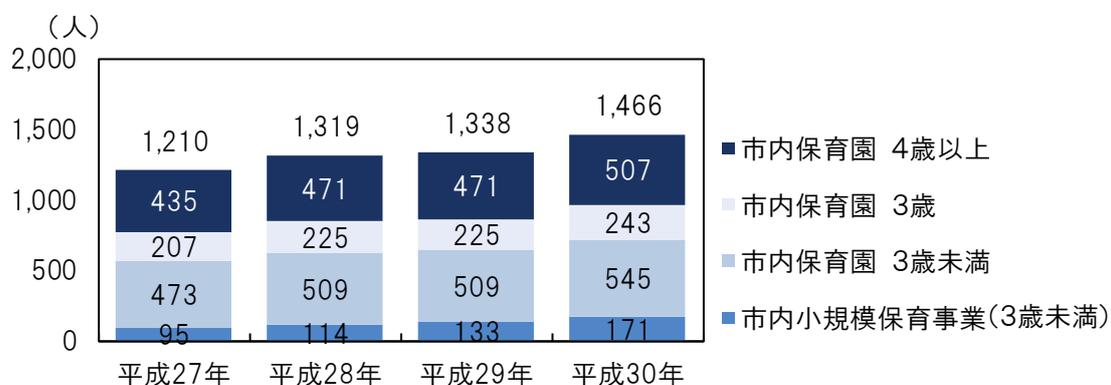
千葉県と比較すると、概ね同様の傾向にあります。35～39歳について1.1ポイント、65～84歳にかけてはそれぞれ約2.0ポイント下回っています。



資料:国勢調査

7. 保育園・小規模保育事業定員数の推移

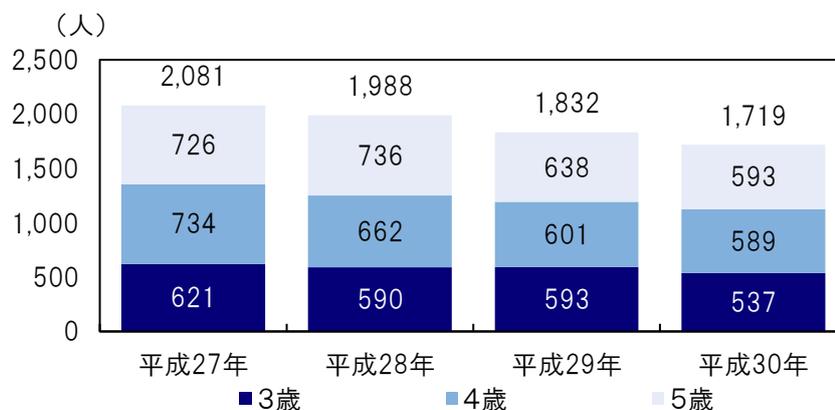
保育園・小規模保育事業定員数の推移をみると、増加傾向にあり、平成27年から平成30年までで市内保育園は180人、小規模保育事業は76人、それぞれ定員を拡大しています。



資料：幼児保育課(各年4月1日時点)

8. 幼稚園在園者数の推移

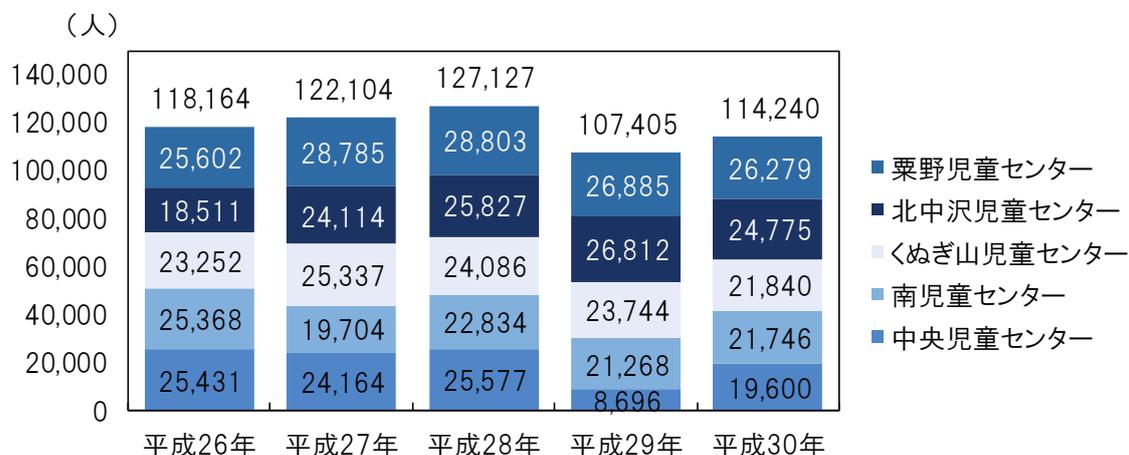
幼稚園在園者数をみると、平成27年以降、減少傾向にあり、平成30年時点で1,719人となっています。



資料：幼児保育課(各年4月1日時点)

9. 児童センター利用者の推移

児童センター利用者の推移をみると、平成29年、30年は中央児童センター休館^(注)のため減少していますが、平成26年から平成28年にかけては増加傾向となっています。

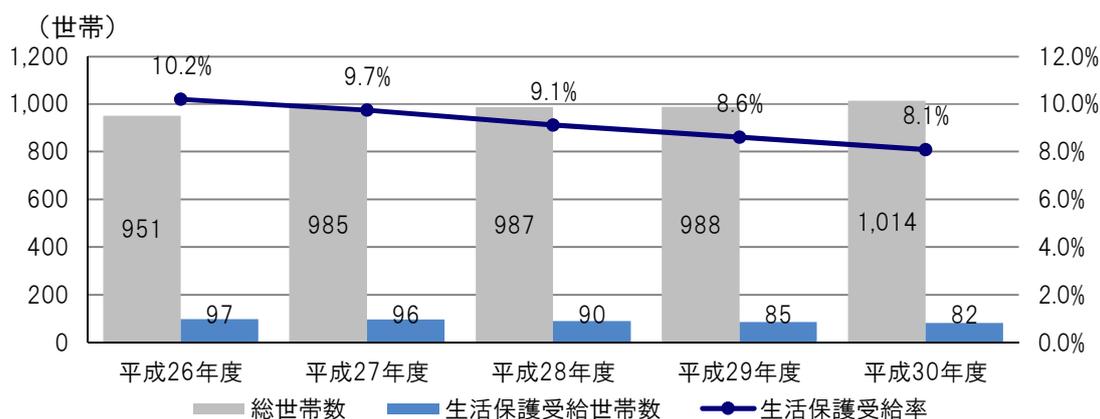


資料: こども支援課

注: 中央児童センターは大規模修繕のため、平成29年6月1日から平成30年1月31日まで、及び平成30年11月22日から平成31年1月31日まで休館した。

10. 18歳未満の子がいる世帯の生活保護受給状況

18歳未満の子がいる世帯の生活保護受給状況をみると、総世帯数が増加傾向にある一方、受給世帯数がやや減少しているため、受給率が減少傾向にあります。



資料: 社会福祉課

第2節 アンケートから見る子育て家庭の状況

1. 調査の概要

本計画の策定にあたり、保育ニーズや本市の子育て支援サービスに対する利用状況や意向、また子育て世帯の生活実態や要望、意見などを把握することを目的として実施しました。

- 調査対象者：鎌ヶ谷市内在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者（就学前児童調査）
鎌ヶ谷市内在住の「小学生児童」がいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：無作為抽出
- 調査期間：平成31年1月11日～2月8日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収

調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000件	1,093件	54.7%
小学生児童	1,200件	721件	60.1%
合計	3,200件	1,814件	56.7%

【図表の見方】

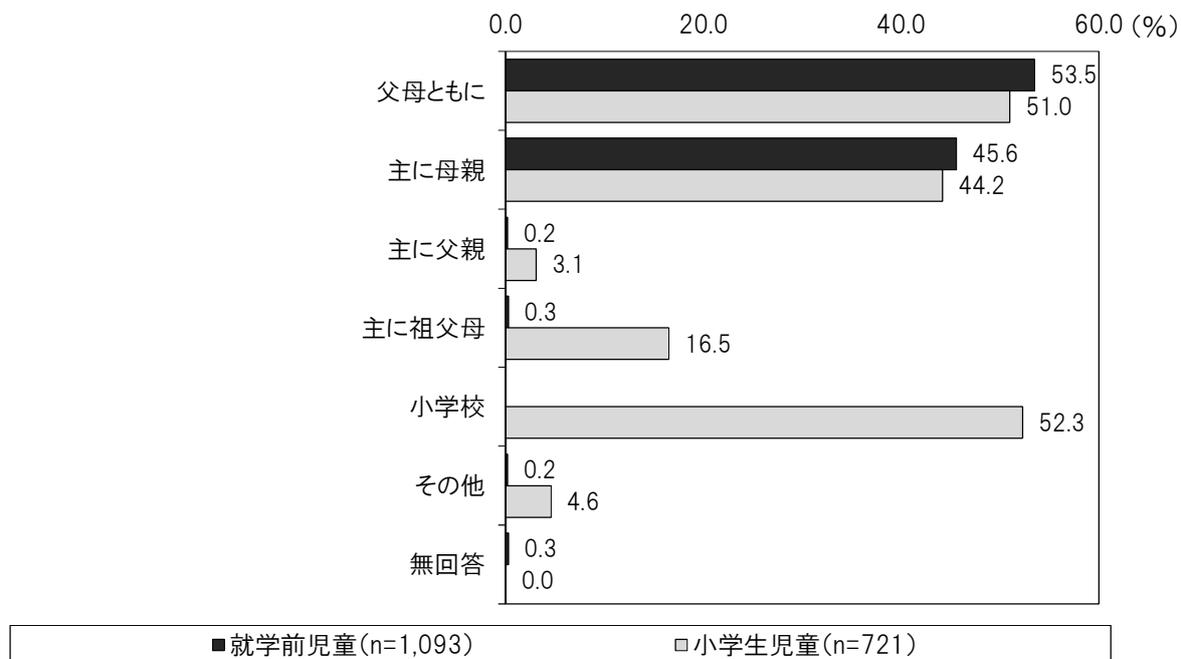
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

2. 結果の概要

お子さんの子育てや教育を主に行っている方

就学前児童では「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。

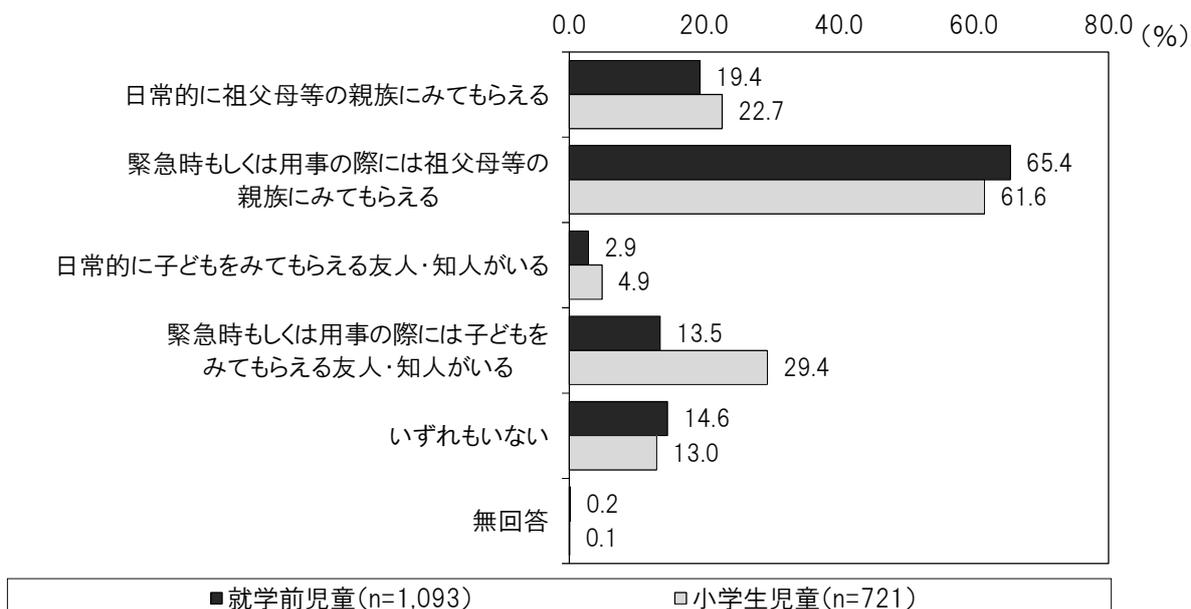
小学生児童では「小学校」が最も多く、次いで「父母ともに」、「主に母親」となっています。



日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人はいますか

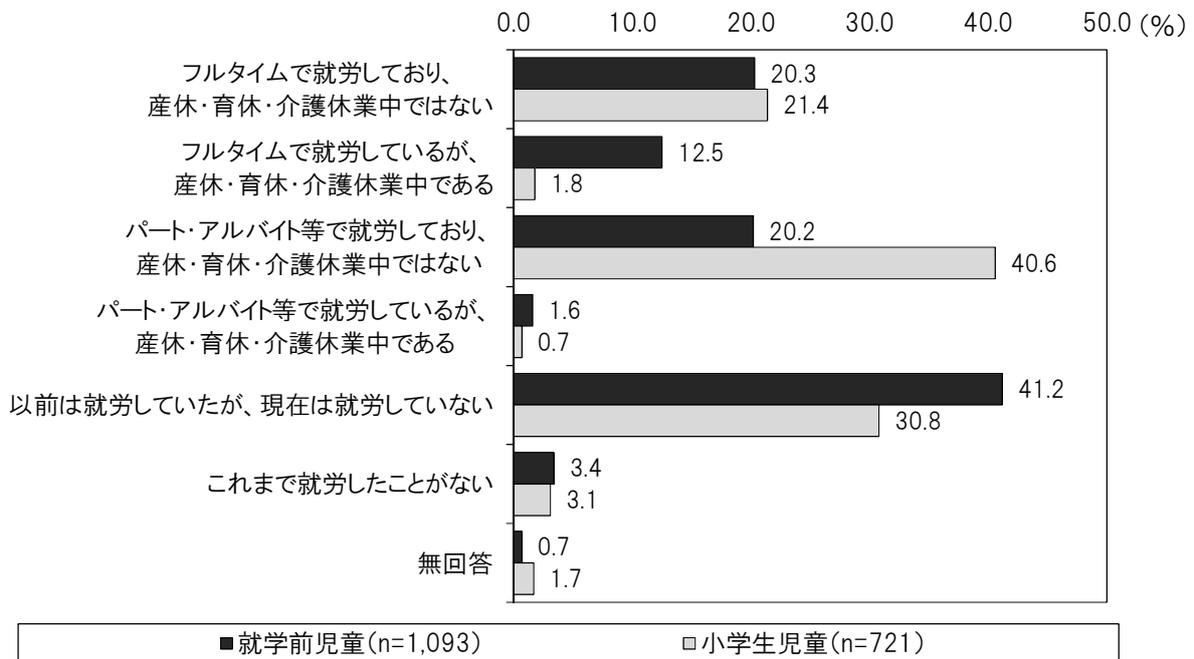
就学前児童、小学生児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。

「いずれもない」は就学前児童、小学生児童ともに1割台となっています。



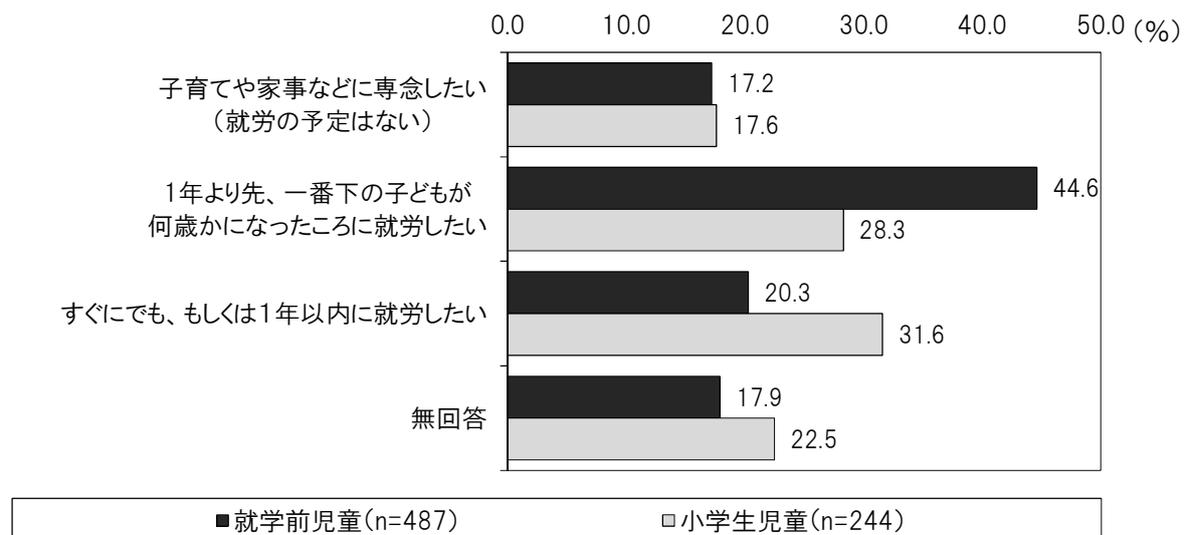
就労状況(母親)

就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く、小学生児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。



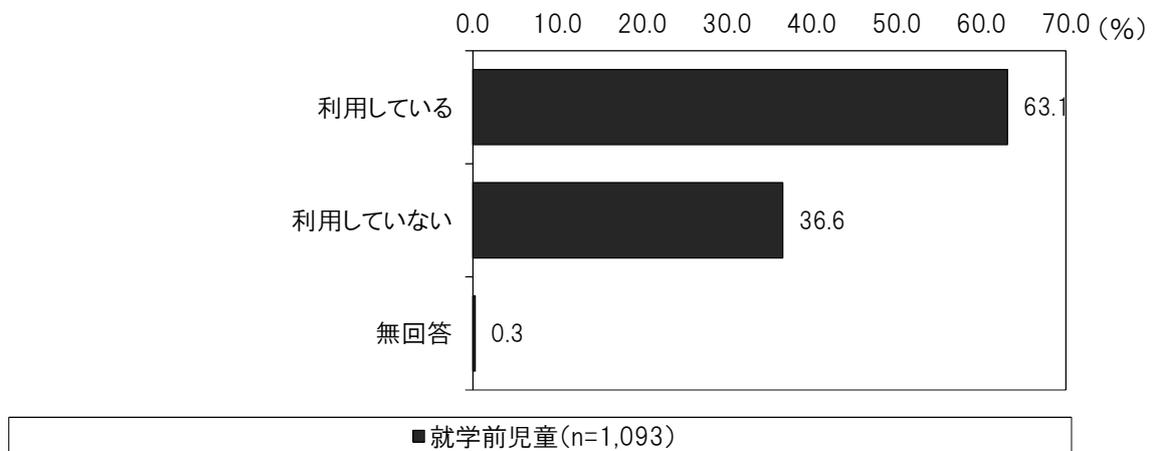
未就労者の就労希望(母親)

就学前児童、小学生児童ともに1年より先か1年以内に就労したいとの回答が6割前後となっています。



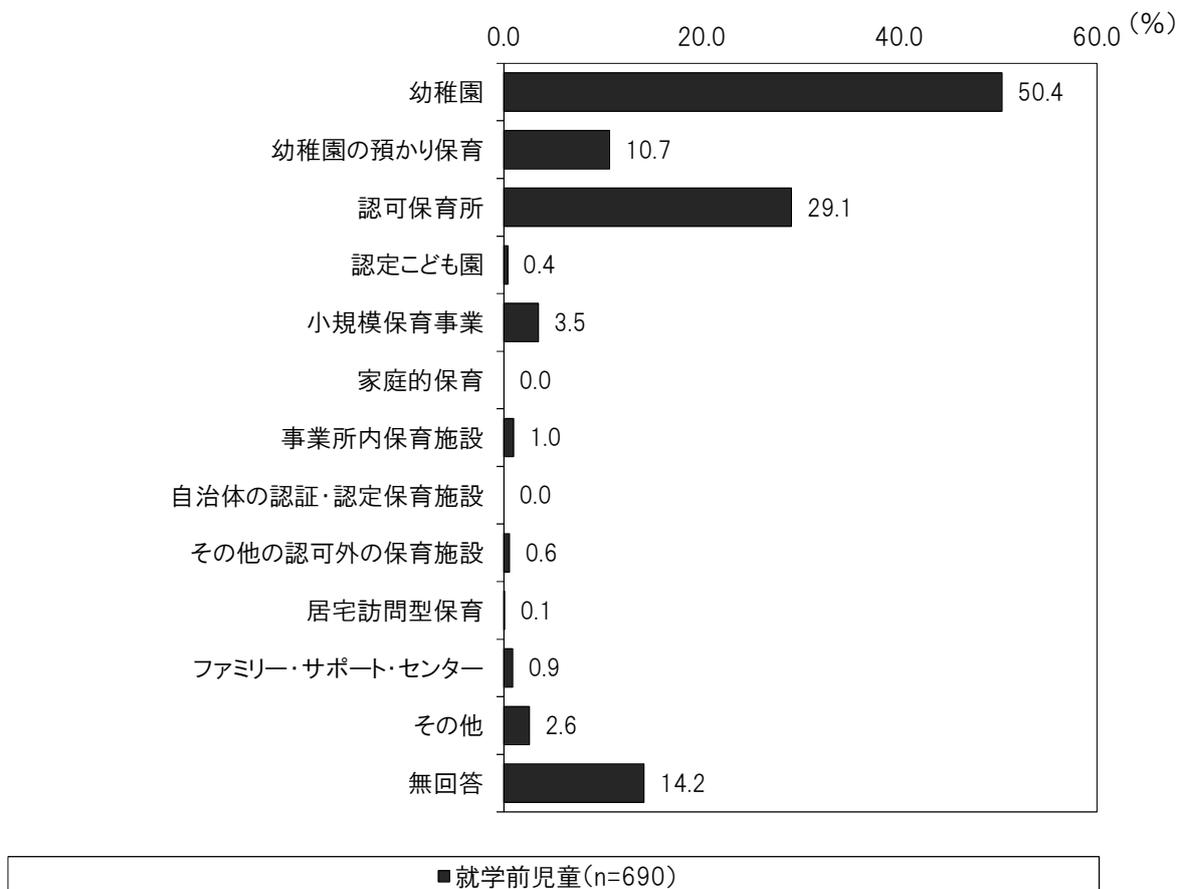
現在、幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業を利用していますか

「利用している」が63.1%となっています。



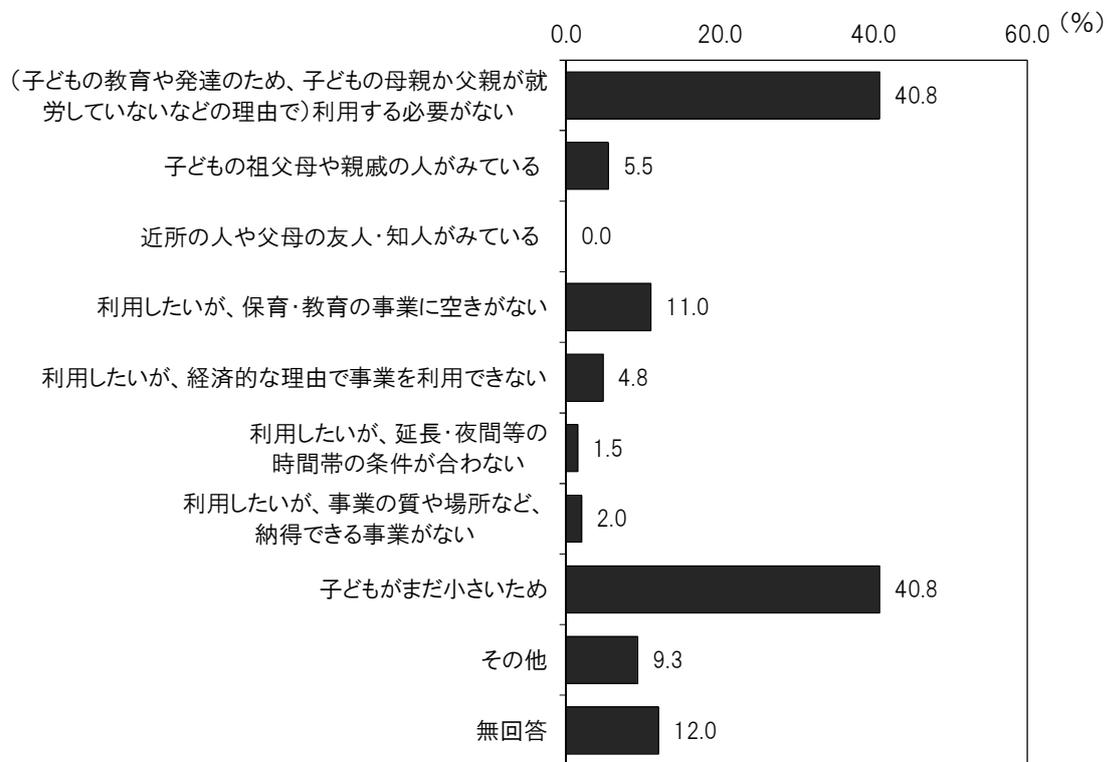
平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「幼稚園」が50.4%で最も多く、次いで「認可保育所」が29.1%、「幼稚園の預かり保育」が10.7%となっています。



利用していない理由【教育・保育の事業】

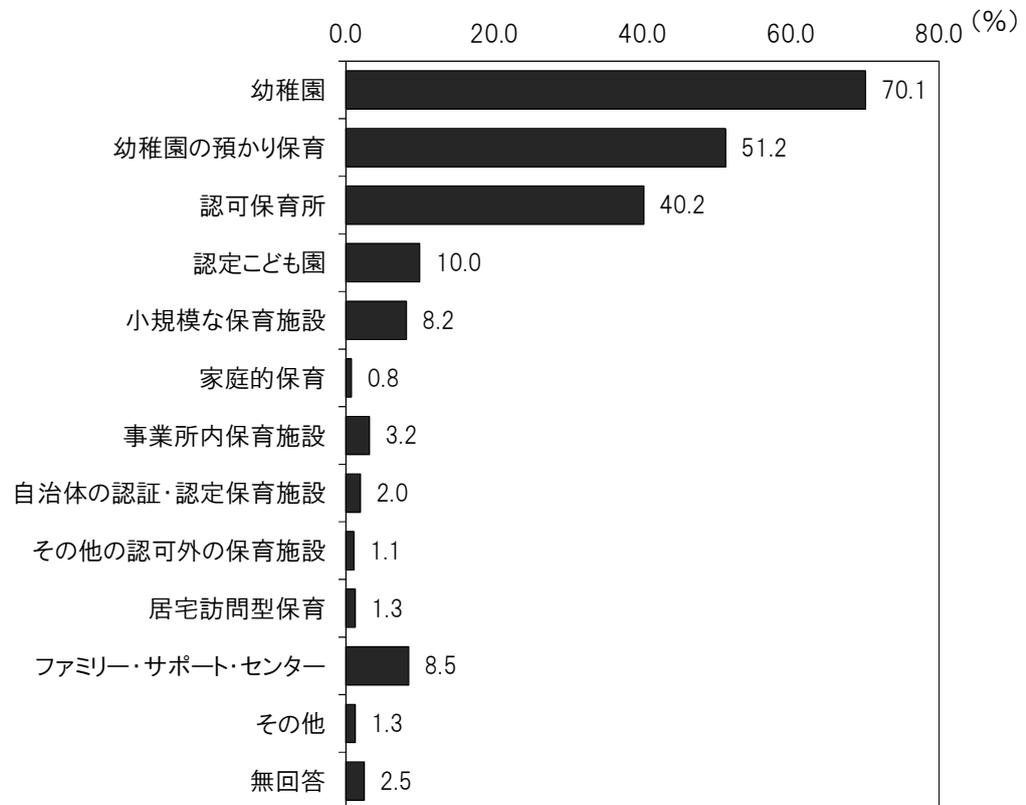
「利用する必要がない」と「子どもがまだ小さいため」が40.8%で最も多く、次いで「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が11.0%となっています。



■ 就学前児童(n=400)

現在、「定期的に」利用したいと考える事業

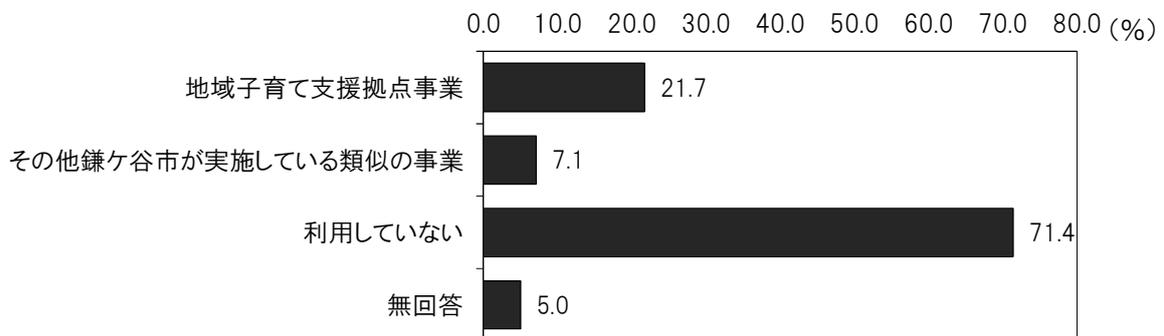
「幼稚園」が70.1%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が51.2%、「認可保育所」が40.2%となっています。



■ 就学前児童(n=1,093)

地域子育て支援拠点事業利用状況

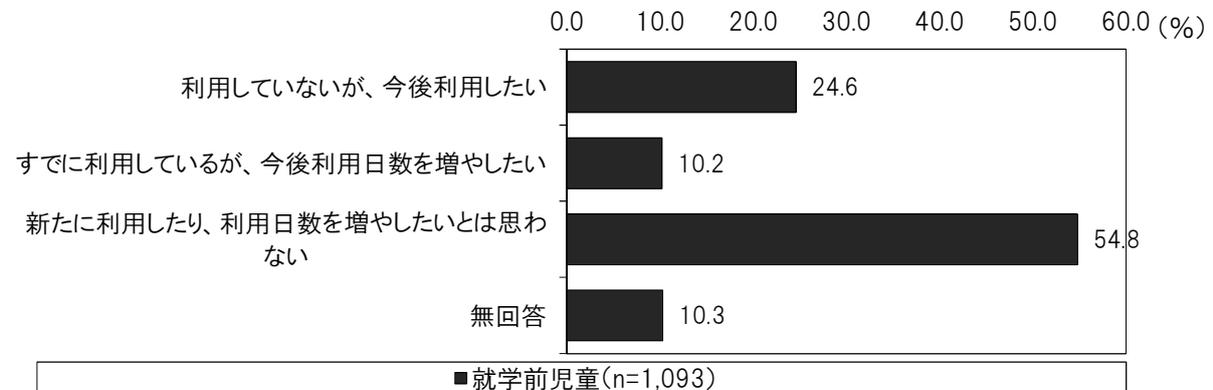
「利用していない」が71.4%で最も多く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が21.7%、「その他鎌ヶ谷市が実施している類似の事業」が7.1%となっています。



■ 就学前児童(n=1,093)

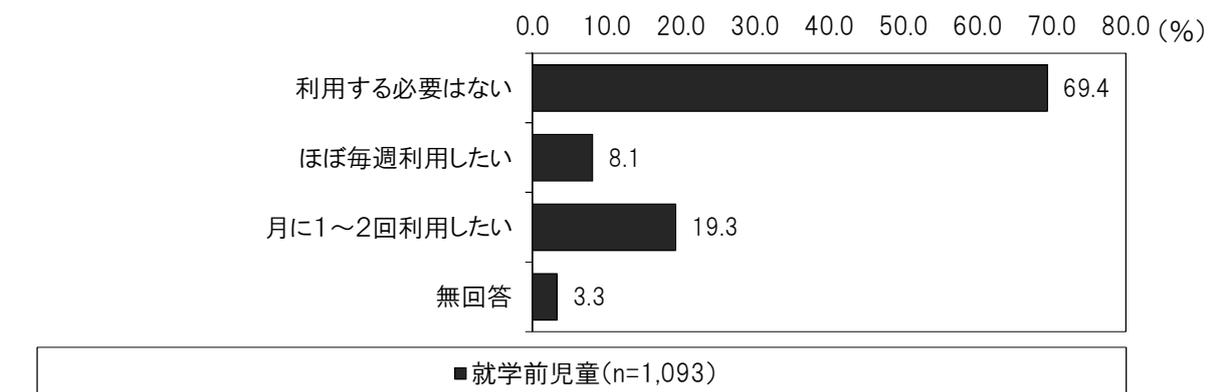
鎌ヶ谷市の地域子育て支援拠点事業の利用意向

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が54.8%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が24.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が10.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が10.2%となっています。



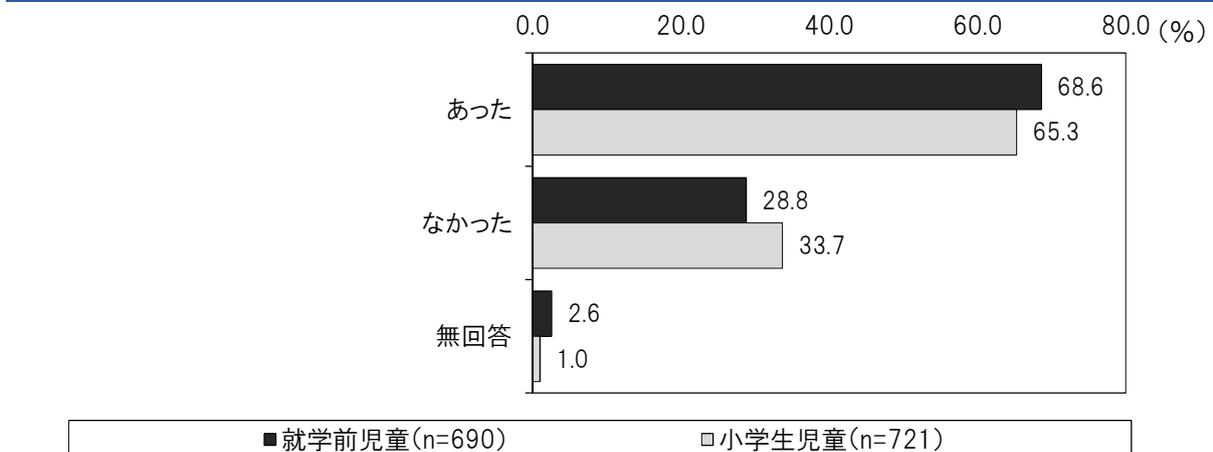
土曜日【定期的な教育・保育の事業の利用希望】

「利用する必要はない」が69.4%で最も多く、次いで「月に1～2回利用したい」が19.3%、「ほぼ毎週利用したい」が8.1%となっています。



この1年間に、子どもが病気やケガで学校などを休んだこと

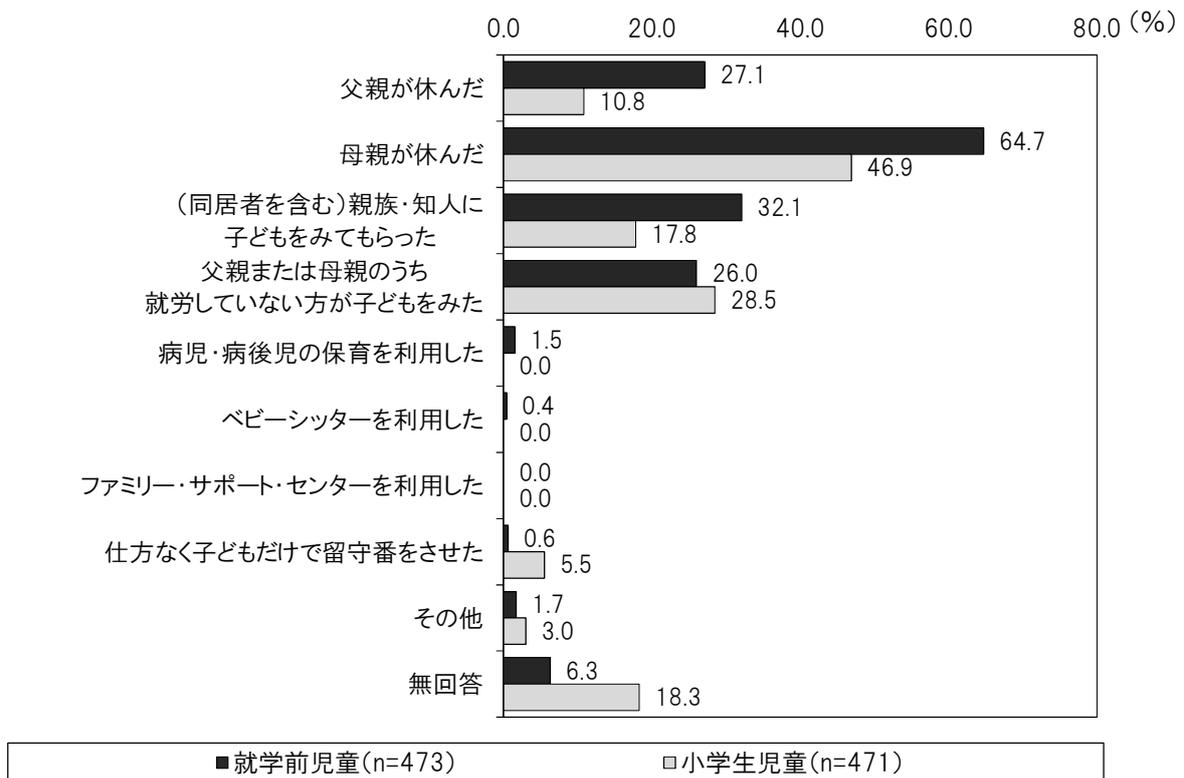
就学前児童、小学生児童ともに「あった」が6割台となっています。



1年間に行った対処方法【病気やケガで学校などを休んだ場合】

就学前児童では「母親が休んだ」が64.7%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が32.1%、「父親が休んだ」が27.1%となっています。

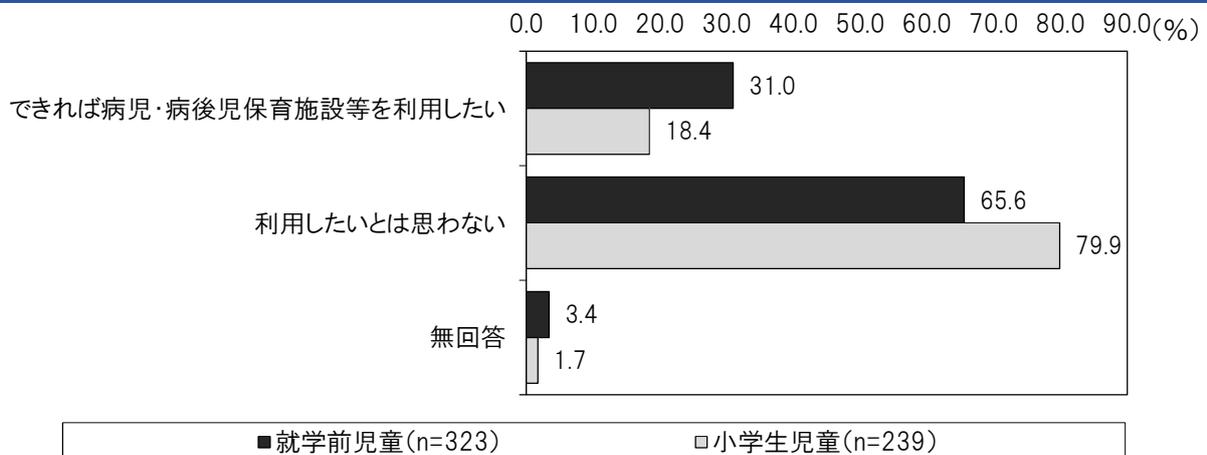
小学生児童では「母親が休んだ」が46.9%で最も多く、次いで「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が28.5%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が17.8%となっています。



できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい【父母が休んだ方】

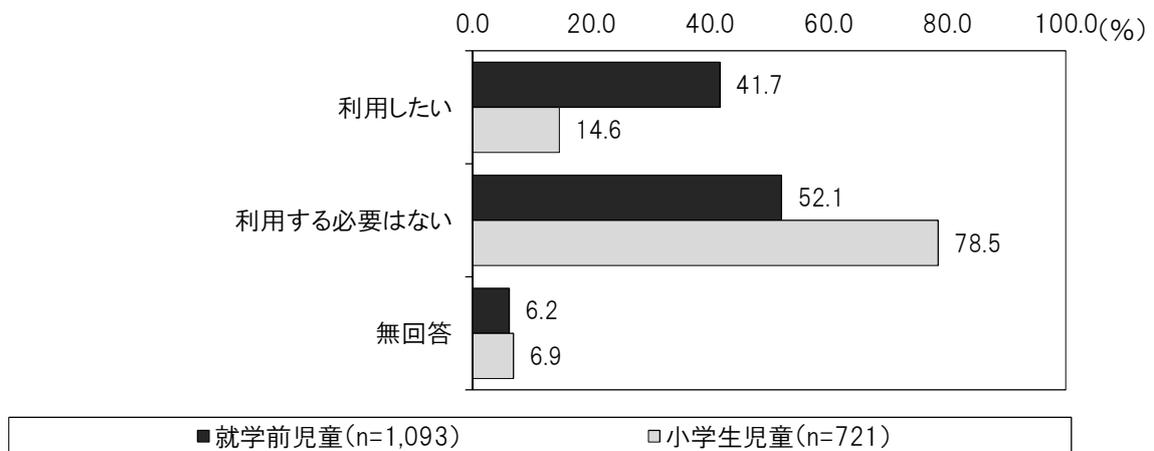
就学前児童、小学生児童ともに「利用したいと思わない」が多くなっています。

就学前児童では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が3割となっています。



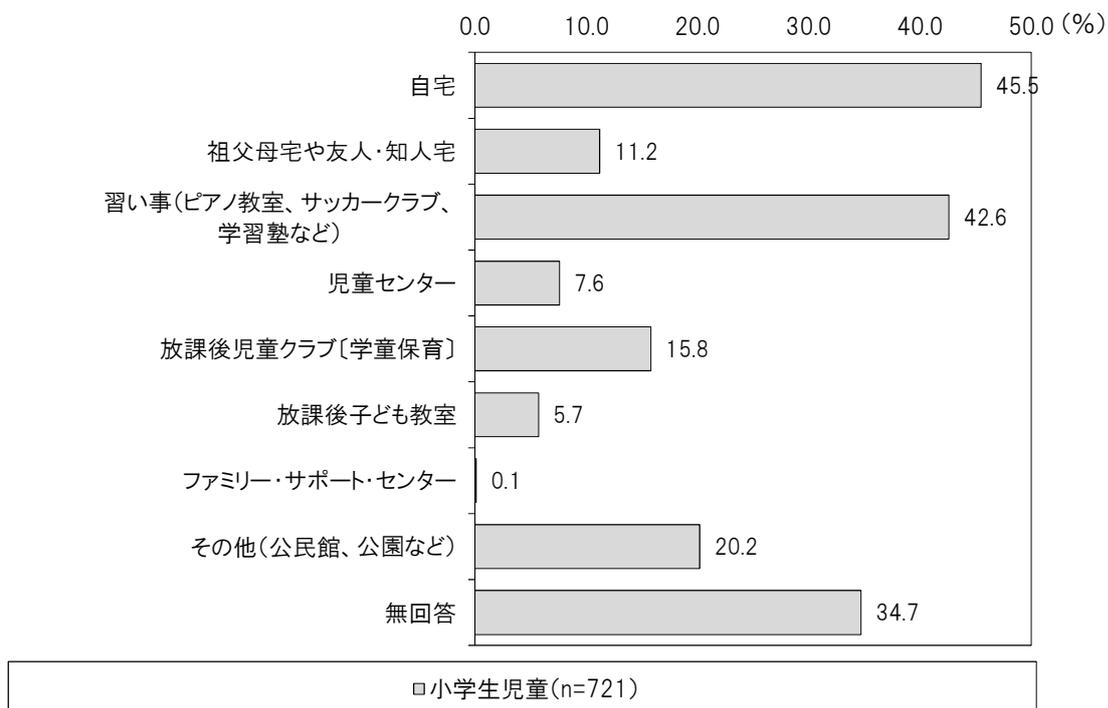
私用、親の通院、不定期の就労等の目的での、保育施設等の利用希望の有無

就学前児童、小学生児童ともに「利用する必要はない」が多くなっています。
就学前児童では「利用したい」が4割となっています。



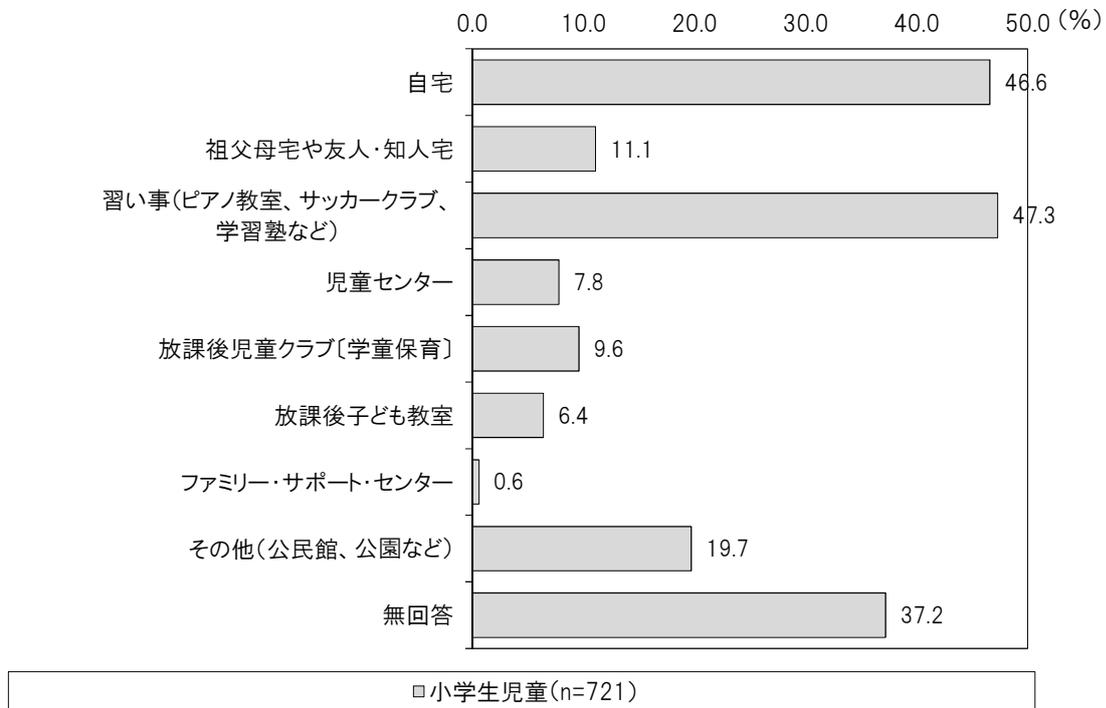
放課後の過ごし方

「自宅」が45.5%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が42.6%、「その他（公民館、公園など）」が20.2%となっています。



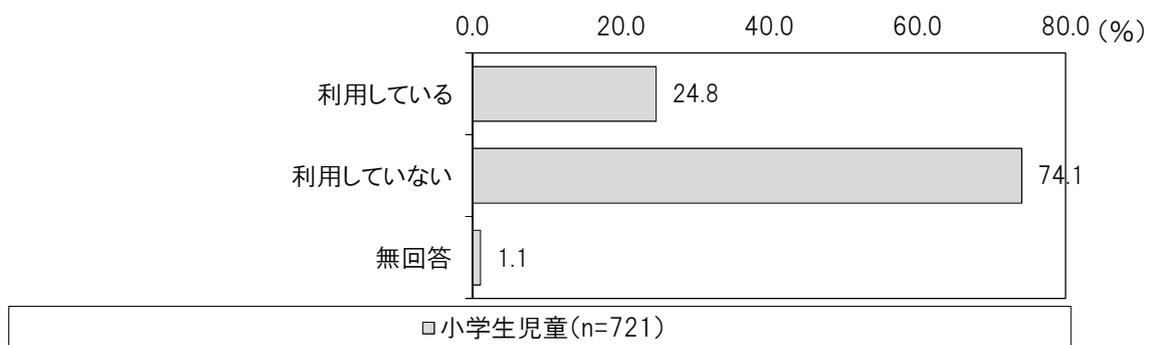
小学校高学年(4～6年生)の放課後の過ごし方

「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が47.3%で最も多く、次いで「自宅」が46.6%、「その他(公民館、公園など)」が19.7%となっています。



児童センターの利用状況

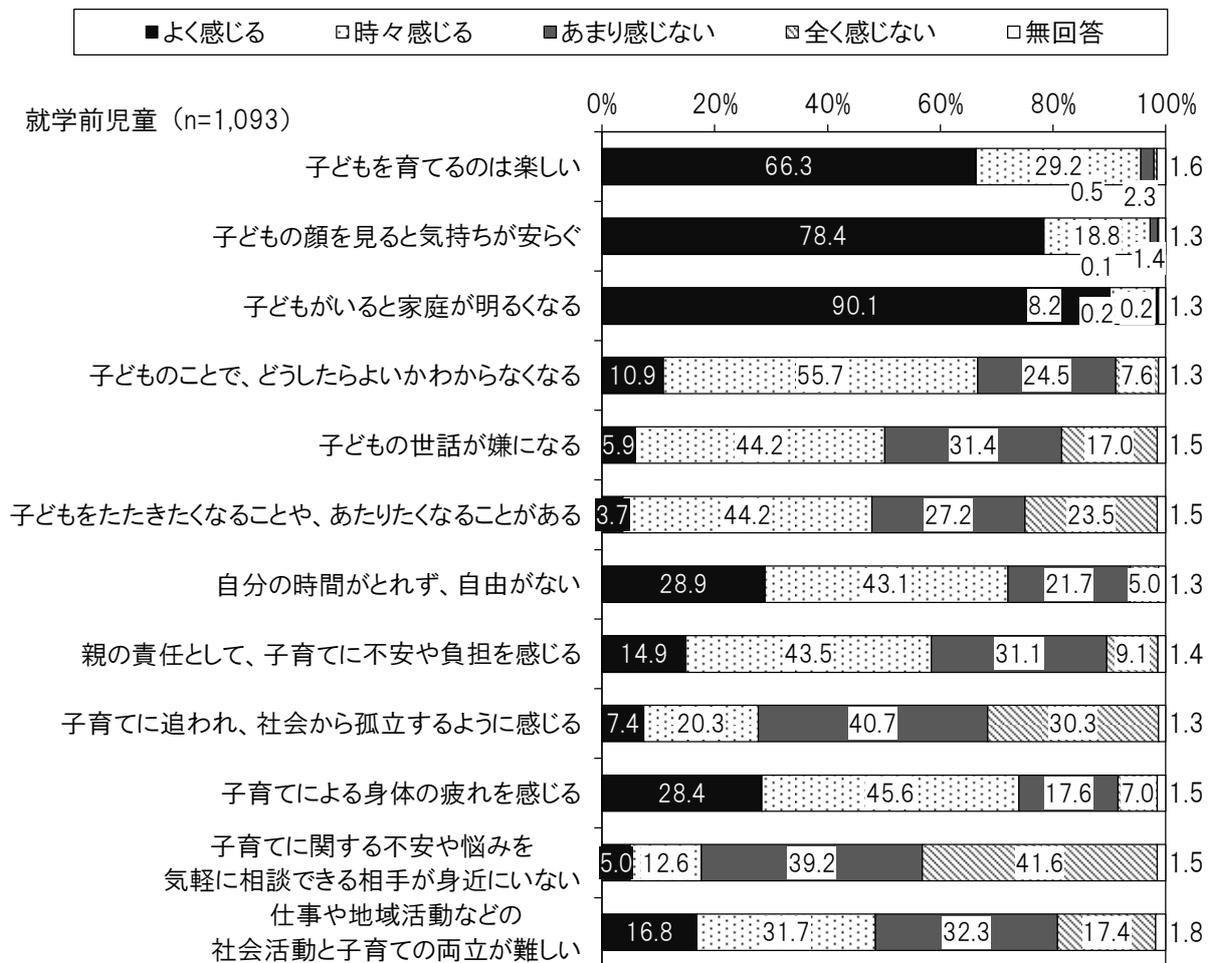
「利用していない」が7割と、多くなっています。



子育てをする上で感じること

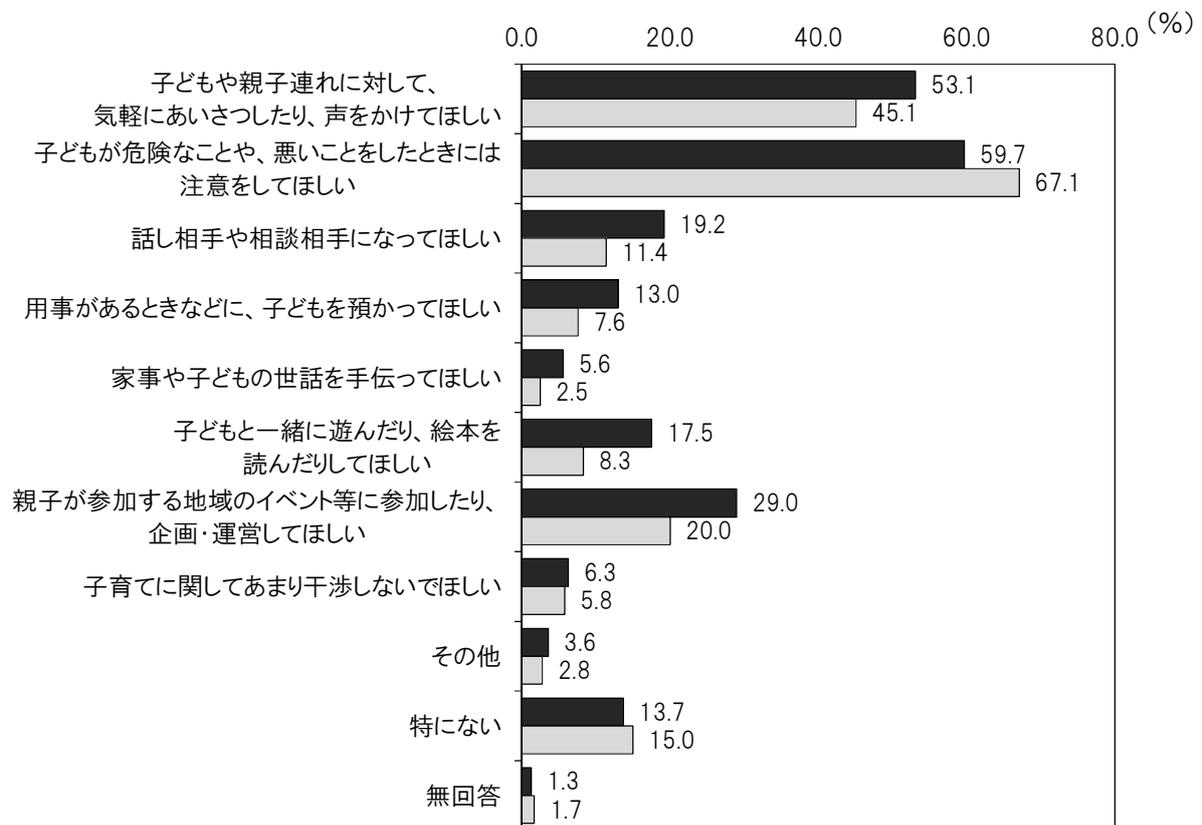
『感じる』（「よく感じる」と「時々感じる」の合計）をみると、「子どもがいると家庭が明るくなる」、「子どもの顔を見ると気持ちが安らぐ」、「子どもを育てるのは楽しい」の順で多くなっています。

また、「子育てによる身体の疲れを感じる」、「自分の時間がとれず、自由がない」でも『感じる』が7割を超えて多くなっています。



子育てに関して、地域の人にどのようなことを望むか

就学前児童、小学生児童ともに「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意をしてほしい」が最も多く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」、「親子が参加する地域のイベント等に参加したり、企画・運営してほしい」となっています。

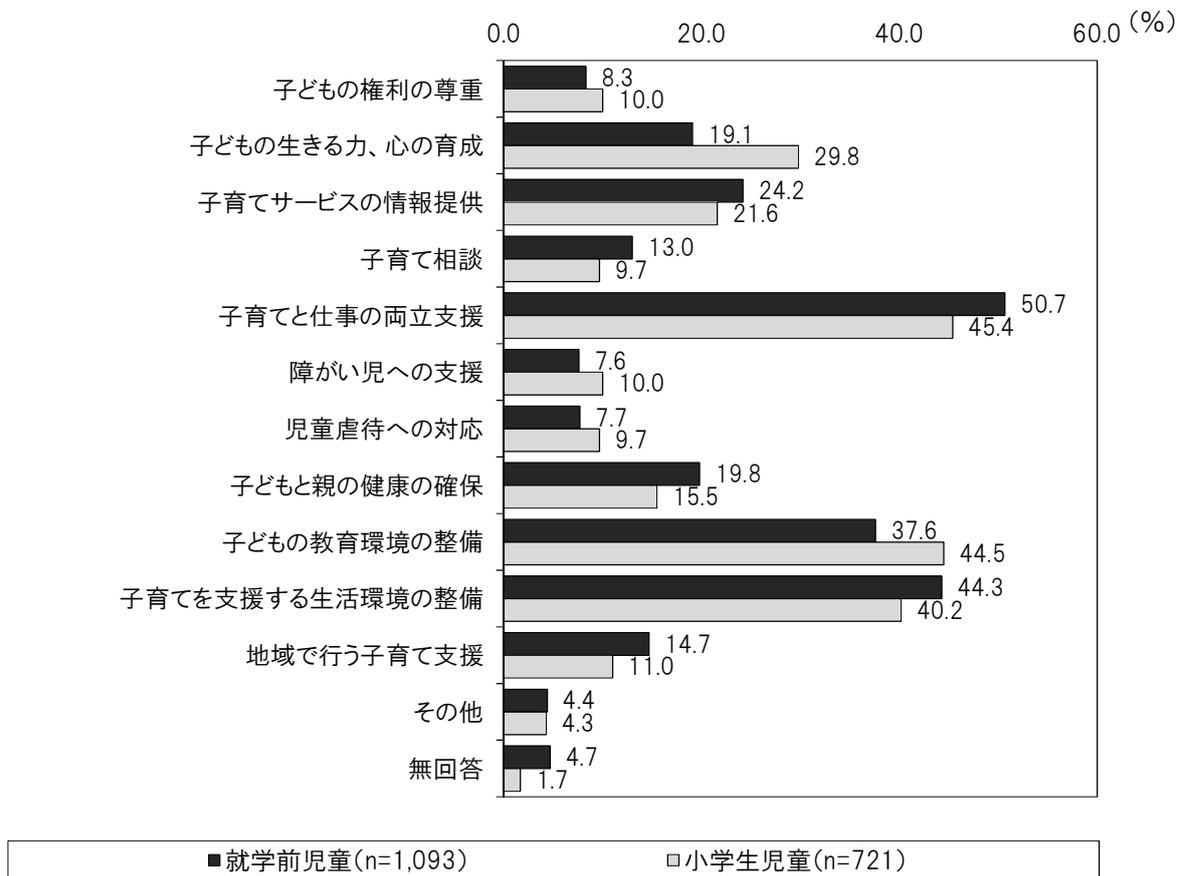


■ 就学前児童(n=1,093)

□ 小学生児童(n=721)

今後、鎌ヶ谷市の子育て支援環境を良くしていくために力を入れていく必要があると思うこと

就学前児童、小学生児童ともに「子育てと仕事の両立支援」が最も多く、「子育てを支援する生活環境の整備」が就学前児童では 44.3%、小学生児童では 40.2%、「子どもの教育環境の整備」が就学前児童では 37.6%、小学生児童では 44.5%と、それぞれ多くなっています。



第3節 第1期計画の評価

1. 教育・保育の量の見込み・確保策（※事業の概要は、P 59,60 参照）

3号認定【0歳 | 保育園・小規模保育事業】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画 値	量の見込み	128	134	170	170	170
	確保策	121	133	136	145	148
実績 値	①利用実績	236	260	279	307	
	②確保実績	118	127	136	157	
利用・確保実績の差 (②-①)		△118	△133	△143	△150	

(各年度3月末時点)

3号認定【1・2歳 | 保育園・小規模保育事業】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画 値	量の見込み	513	538	569	569	569
	確保策	455	514	533	580	596
実績 値	①利用実績	499	544	563	591	
	②確保実績	450	496	542	583	
利用・確保実績の差 (②-①)		△49	△48	△21	△8	

(各年度3月末時点)

2号認定【3～5歳 | 保育園】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画 値	量の見込み	728	718	725	783	814
	確保策	642	710	759	801	801
実績 値	①利用実績	634	672	701	759	
	②確保実績	642	696	750	786	
利用・確保実績の差 (②-①)		8	24	49	27	

(各年度3月末時点)

1号認定【3～5歳 | 幼稚園等】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画 値	量の見込み	2,156	2,125	1,877	1,857	1,837
	確保策	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990
実績 値	①利用実績	2,053	1,965	1,832	1,719	
	②確保実績	2,990	2,990	2,990	2,990	
利用・確保実績の差 (②-①)		937	1,025	1,158	1,271	

(各年度10月1日時点)

実施状況	計画に基づき保育所及び小規模保育事業を整備した結果、年度当初の待機児童(国基準)について、平成 27 年度から平成 31 年度まで5年連続待機児童ゼロを達成いたしました。
確保の実績	<p>平成 27 年度:</p> <p>保育所1か所 定員 90 名 小規模保育事業3か所 定員 57 名 合計 147 名</p> <p>平成 28 年度:</p> <p>保育所1か所 定員 90 名 小規模保育事業1か所 定員 19 名 合計 109 名</p> <p>平成 29 年度:</p> <p>保育所1か所 定員 90 名 小規模保育事業1か所 定員 19 名 合計 109 名</p> <p>平成 30 年度:</p> <p>保育所1か所 定員 60 名 小規模保育事業2か所 定員 38 名 合計 98 名</p> <p>平成 31 年度:</p> <p>小規模保育事業1か所 定員 19 名</p> <p>平成 27~31 年度合計:</p> <p>保育所4か所 定員 330 名 小規模保育事業8か所 定員 152 名 合計 482 名</p>
課題	年度当初の待機児童(国基準)について待機児童ゼロを達成しましたが、令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化、女性の就業率の高まり等により、数年は教育・保育の需要(量の見込み)が増加することが予想されます。また、年度途中の待機児童についても対応する必要があります。

2. 地域子ども・子育て支援事業の実績（※事業の概要は、P63,64 参照）

1 利用者支援事業

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	設置か所数(A)	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所
実績値	設置か所数(B)	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	
実績値(B)/計画値(A)		100.0%	200.0%	200.0%	100.0%	

実施状況	<p>【基本型】 事業の実施にあたり、拠点施設として、こども支援課内に1か所窓口を設置し、子育て支援コーディネーターを配置するとともに、東部学習センターなどの公共施設において、出張窓口を開設するほか、専用サイトを立ち上げ、様々な子育て情報などを発信しています。</p> <p>【母子保健型】事業の実施にあたり、総合福祉保健センター2階に1か所窓口を設置し、妊婦への保健師・助産師による全数面接を継続するとともに、より丁寧な支援が必要な方には関係機関と連携し、必要な支援につなげています。</p>
確保の実績	平成 27 年度に基本型を、平成 28 年度に母子保健型を設置し、2か所設置となりました。
課題	今後は、さらなる事業の周知を図るとともに、職員の質の向上を図る必要があります。

2 延長保育事業

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	利用見込人数(A)	889	903	908	1,202	1,217
	受入可能人数(B)	1,369	1,390	1,398	1,526	1,545
	参考:施設数	16 か所	18 か所	20 か所	22 か所	23 か所
実績値	利用実績人数(C)	955	1,040	1,065	1,166	
	受入可能人数(D)	1,210	1,319	1,428	1,526	
	(D)-(C)	255	279	363	360	
	参考:施設数	15 か所	17 か所	19 か所	22 か所	
利用人数 実績(C)-見込(A)		66	137	157	△36	
実績値(D)/計画値(B)		88.4%	94.9%	102.1%	100.0%	

実施状況	延長保育の実施にあたっては、適正に保育士等を確保するとともに、保育士の質の向上を図るため、外部講師による全体研修や園内研修などを実施しました。
確保の実績	民間保育所、小規模保育事業の新設などにより、受入可能人数の拡充を図りました。
課題	引き続き、安定的に保育士を確保するとともに、質の向上を図っていく必要があります。

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	低学年(利用見込人数)	483	486	494	696	736
	高学年(利用見込人数)	45	46	47	98	108
	利用見込人数合計(A)	528	532	541	794	844
	受入可能人数(B)	668	668	668	806	806
実績値	低学年(利用実績人数)	518	539	649	676	
	高学年(利用実績人数)	70	82	88	104	
	利用実績人数合計(C)	588	621	737	780	
	受入可能人数(D)	616	631	750	806	
	(D)-(C)	28	10	13	26	
利用人数 実績(C)-見込(A)		60	89	196	△14	
実績値(D)/計画値(B)		92.2%	94.5%	112.3%	100.0%	

実施状況	児童数の増加及び放課後児童支援員の不足する状況のなか、安定的な運営を行うため、一部のクラブにおいて、運営委託を導入しました。また、各クラブにおいて、サッカー教室、工作教室などの体験教室を全クラブで実施しています。
確保の実績	児童数の増加に対応するため、鎌ヶ谷小学校、中部小学校放課後児童クラブを新設するなど定員の拡充を図り、申込者は、すべて受け入れ運営しています。
課題	引き続き安定的な運営を行うため、放課後児童支援員の確保に努めるとともに、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境を確保していく必要があります。

4 子育て支援短期支援事業

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	利用見込人数(A) (延べ件数)	129	149	169	189	209
	参考:実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	参考:登録世帯数	16世帯	18世帯	20世帯	20世帯	20世帯
実績値	利用実績人数(B) (延べ件数)	94	85	82	84	
	参考:実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	
	参考:登録世帯数	27世帯	26世帯	23世帯	28世帯	
利用人数 実績(B)-見込(A)		△35	△64	△87	△105	
実績値(B)/計画値(A)		72.9%	57.0%	48.5%	44.4%	

実施状況	2施設と契約し、夜間養護等、短期入所生活事業などを実施し、利用者のニーズに沿ったきめ細やかな支援を行いました。
確保の実績	利用実績は、90人前後で推移しています。
課題	事業の積極的な周知を図るとともに、実施施設との連携を強化していく必要があります。

5 乳児家庭全戸訪問事業

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	訪問実人数(A)	775	757	747	738	727
	訪問率(B)	90%	90%	90%	90%	90%
実績値	訪問実人数(C)	779	685	716	702	
	訪問率(D)	93%	91%	96%	98%	
訪問実人数 実績(C)-計画(A)		4	△72	△31	△36	
実績値(D)/計画値(B)		102.8%	101.1%	106.2%	108.4%	

実施状況	保健推進員、保健師、助産師等が生後4か月までの児のいる各家庭を訪問するとともに、子育てに関する相談や情報提供などを行いました。 また、保健推進員の質の向上のため、定期的な研修などを実施しています。
確保の実績	訪問率は90%を超えており、不在の方には、保健師等が繰り返し訪問するなどの対応をしています。
課題	保健推進員等の意欲が向上し、不安なく活動ができるよう、研修会の内容を充実するとともに、対象者に対する事業の周知徹底を図る必要があります。

6 養育支援訪問事業

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	訪問実人数(A)	40	40	40	40	40
実績値	訪問実人数(B)	43	35	36	33	
実績値(B)/計画値(A)		107.5%	87.5%	90.0%	82.5%	

実施状況	養育支援訪問員(保健師、保育士)を家庭に派遣して、子育てに関する不安などを解消するとともに、関係機関と連携を図り支援を行いました。
確保の実績	年間30~40人に対して訪問し、支援しています。
課題	育児に不安を抱えている家庭を早期に把握し、必要な支援体制を迅速に行うとともに、関係機関との連携を図っていく必要があります。

7 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	利用見込人数(A)	20,448	21,036	21,300	21,624	21,924
	実施施設数(B)	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
実績値	利用実績人数(C)	34,474	34,880	33,006	32,736	
	実施施設数(D)	7か所	7か所	7か所	7か所	
利用人数 実績(C)-見込(A)		14,026	13,844	11,706	11,112	
実績値(D)/計画値(B)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

実施状況	児童センター5館、民間保育所2か所でつどいの広場事業を実施するとともに、親子遊びや保護者向けのリフレッシュ講座なども行いました。
確保の実績	利用人数は児童センターの改修工事などに伴い休館していたこともあり、減少傾向にありますが、3万人以上で推移しています。
課題	利用者のニーズに沿った事業展開を行うとともに、職員の質の向上に努める必要があります。

8-1 一時預かり事業（保育園等によるもの）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	利用見込人数(A)	11,936	13,642	13,642	8,507	8,507
	受入可能人数(B)	20,580	23,520	23,520	20,580	20,580
	参考:実施施設数	6か所	7か所	7か所	6か所	6か所
実績値	利用実績人数(C)	8,484	8,507	6,531	6,239	
	受入可能人数(D)	20,580	20,580	17,640	20,580	
	(D)-(C)	12,096	12,073	11,109	14,341	
	参考:実施施設数	6か所	6か所	5か所	6か所	
利用人数 実績(C)-見込(A)		△3,452	△5,135	△7,111	△2,268	
実績値(D)/計画値(B)		100.0%	87.5%	75.0%	100.0%	

実施状況	公立保育所3か所、私立保育所3か所で事業を実施するとともに、安定的な事業の実施を確保するため、民間事業者に対し経費の一部を助成しました。
確保の実績	受入可能人数は平成28年度から平成29年度にかけて計画値を下回っていましたが、平成30年度は計画どおり確保しております。
課題	保育士の確保が難しい状況にあることから、保育士の確保に取り組んでいく必要があります。

8-2 一時預かり事業（幼稚園によるもの）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	利用見込人数(A)	65,451	64,636	62,550	61,580	60,452
	受入可能人数(B)	65,451	64,636	62,550	61,580	60,452
実績値	利用実績人数(C)	39,833	42,037	44,436	45,990	
	受入可能人数(D)	65,451	64,636	62,550	61,580	
	(C)-(D)	25,618	22,599	18,114	15,590	
利用人数 実績(C)-見込(A)		△25,618	△22,599	△18,114	△15,590	
実績値(D)/計画値(B)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

実施状況	市内幼稚園9園で預かり保育を実施しており、安定的な預かり保育事業の確保を図るため、長時間預かり保育を実施している幼稚園に対してその経費の一部を助成しました。
確保の実績	受入可能人数は、計画どおり確保しております。
課題	引き続き幼稚園に対して支援を行い、安定的な預かり保育実施を図る必要があります。

9 病児保育事業

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	利用見込人数(A)	1,176	1,176	1,176	2,058	2,058
	受入可能人数(B)	1,176	1,176	1,176	2,058	2,058
	参考:実施施設数	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所
実績値	利用実績人数(C)	47	34	66	58	
	受入可能人数(D)	1,176	1,374	2,058	2,058	
	(D)-(C)	1,129	1,340	1,992	2,000	
	参考:実施施設数	1か所	2か所	2か所	2か所	
利用人数 実績(C)-見込(A)		△1,129	△1,142	△1,110	△2,000	
実績値(D)/計画値(B)		100.0%	116.8%	175.0%	100.0%	

実施状況	病児・病後児保育については、白井市の白井聖仁会病院で実施し、病後児保育については、鎌ヶ谷総合病院で実施しました。 また、事業の周知を図るため、市の広報、HPに掲載するとともに、市内の保育園にポスターなどを掲示しました。
確保の実績	鎌ヶ谷総合病院:定員4名 白井聖仁会病院:定員3名
課題	市内での病児保育の実施に向けて取り組む必要があります。

10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	利用見込件数(A)	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
	参考:提供会員数	160	170	180	190	200
実績値	利用実績件数(B)	2,024	2,120	2,679	3,476	
	参考:提供会員数	156	167	160	164	
実績値(B)/計画値(A)		112.4%	111.6%	134.0%	165.5%	

実施状況	ひとり親世帯への利用料の助成制度を実施し、利用者の負担軽減を図るとともに、保育士の資格を有するアドバイザーを配置し、様々な子育てに関する相談に応じています。
確保の実績	利用人数は年々増加傾向にあり、いずれの年度も計画を上回っています。
課題	利用人数が増加するなかで、提供会員数を確保する必要があります。

11 妊婦健康診査事業

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	0歳児の推計(A)	853	841	834	821	808
	延べ検査見込受診件数(B)	9,935	9,795	9,714	9,563	9,411
実績値	0歳児の実数(C)	833	778	763	750	
	延べ検査受診件数(D)	9,773	9,384	9,523	9,064	
0歳児人数 実績(C)－(A)		△20	△63	△71	△71	
実績値(D)/計画値(B)		98.4%	95.8%	98.0%	94.8%	

実施状況	母子健康手帳交付時において、妊婦健康診査受診票を交付するとともに、利用方法や手続きについてきめ細やかな説明を行っています。
確保の実績	0歳児の人数は、減少傾向にあるとともに、計画値を下回って推移しており、検査受診件数も同様となります。
課題	経済的負担の軽減が図れるよう、妊婦健康診査受診票の利用方法について周知するとともに、スムーズに健康診査が受けられるよう医療機関と連携を強化していく必要があります。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	利用対象者(A)				15	15
実績値	利用対象者(B)		6	8	6	
実績値(B)/計画値(A)					40.0%	

実施状況	対象者に対して事業の周知を図り、助成を行いました。
確保の実績	利用対象者は6～8人で推移しています。
課題	引き続き、対象者や関係機関に対して、事業の周知を図るとともに、円滑な事業の実施に取り組む必要があります。

3. 施策の実施状況と課題

第1期計画に位置付けられるその他関連施策の実施状況と課題をまとめました。

なお、子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て給付（①児童手当②幼児期における教育・保育給付）」と「地域子ども・子育て支援事業（13事業）」に関する事業は、別に記載しているため、省略しています。

基本方針1 すべての子どもが健やかに成長できるための支援

基本計画1 相談支援体制の充実

○実施状況	○課題
育児等の相談を身近な場所で受けられ、必要な場合には適切な相談機関につないでいます。	子育て世帯に対して、子育て全般の相談窓口を周知するとともに、相談者のニーズに沿った相談機関を案内できるよう、相談機関の役割及び連携の方法を把握する必要があります。
心身の発達に心配のある乳幼児に対し、安心して子育てが出来るよう相談に応じています。	こども発達センターの専門的な技術を広く子育て支援に活かしていくことが重要です。
相談体制の充実を図るため、子ども・子育て支援に対応した研修プログラムを構築し、情報提供などを行っています。	子育て支援の制度内容について、よりわかりやすく情報提供を行う必要があります。

基本計画2 就学前の子どもに関する教育・保育サービスの充実

○実施状況	○課題
保育園・幼稚園・小学校とのネットワーク体制を構築し、共同研修及び交流を図ることにより、保育園・幼稚園・小学校の連携強化を図っています。	子どもの発達、学びの連続性を保障するため、保育園・幼稚園・小学校との円滑な連携を図り、小学校入学までどのような力をつける必要があるかを明確にし、実践していくことが重要です。
乳幼時期にふさわしい食生活が展開されるよう、食育計画を策定するとともに、乳幼児が食材と触れる機会を増やし、地産地消への関心を育んでいます。	地元の食材提供を継続し、「地産地消」への関心を高めていく必要があります。

基本計画3 多様な家庭に対応した保育サービスの充実（省略）

基本計画4 放課後等における子どもの健全な育成支援の充実

○実施状況	○課題
遊びを通じた子どもの育成のほか、地域ネットワークの構築により保護者の孤立防止に努めています。	利用者にとって、さらに快適な居場所となるよう児童のニーズを把握する必要があります。
相談支援事業所において、子どもや家族のニーズに沿った総合的な支援方針やサービスの組み合わせ等を検討し、調整を行っています。	放課後等デイサービスの利用希望に対して、受皿に限りがある状況です。また学校によっては送迎ができないため利用ができないケースがあります。

基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本計画1 児童虐待の防止

○実施状況	○課題
要保護児童等に対する適切な保護、支援を図るため、児童虐待防止対策等地域協議会を通じて支援に関する協議と必要な情報交換を行っています。	要保護児童等の増加により、十分な協議時間を確保できなくなる傾向にあるため、会議の進行について、有意義な協議を行うための検討が必要です。
児童虐待防止の啓発や相談窓口の周知を通じて、子ども虐待の発生要因に気づき、見守り体制の強化に努めています。	児童虐待が増加している中、地域や関係機関等へ児童虐待防止等の啓発活動を継続的に行っていく必要があります。

基本計画2 障がい児施策の充実

○実施状況	○課題
乳幼児健康診査の際、要支援者に対し専門職による発達相談を実施しています。早期療育が必要な場合はこども発達センターの利用につないでいます。	要支援者を適切に把握するため、継続して実施体制や相談体制の質の向上に努める必要があります。
発達の不安や悩み等の相談に対し、通所支援、保育所等訪問支援、専門職による個別、集団、施設支援を行っています。	発達に関する不安や気づきから必要な療育まで、親への支援と関係機関との連携が重要となっています。また地域で障がい児を預かる施設の質の向上と受け入れ先の増加に取り組む必要があります。
幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等を対象に、計画的な研修体制を確保しています。	特別な支援を要する児童についてきめ細かく対応するため、研修参加の促進を図る必要があります。

基本計画3 ひとり親家庭への支援

○実施状況	○課題
養育する家庭の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当法や各条例に遺児手当等を支給しています。	対象者への制度周知を徹底するとともに、利用者の利便性向上を図る必要があります。
ひとり親家庭日常生活支援事業を実施するとともに、保育園、放課後児童クラブなど子育て支援制度の優先的な利用促進を行っています。	ひとり親家庭に対して制度の周知を行うとともに、支援対象者のニーズに対応するため、家庭生活支援員の増員を図る必要があります。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援金の支給を行っています。	ひとり親家庭への就業支援のため、制度の周知を継続的に行う必要があります。

基本方針3 子どもを産み育てる家庭への支援

基本計画1 妊娠・出産から切れ目のない支援

○実施状況	○課題
母子健康手帳の交付時に保健師等による面談・相談を行い、安全・安心に妊娠・出産し、子育てができるよう助言を行っています。	一人ひとりにあったプランが作成できるよう、さらなる面接技術の向上が必要です。
両親が妊娠や育児の理解を深め、マタニティライフを健やかに過ごせるための教室を開催し、歯科健康診査等を行っています。	今後も参加者のニーズに合うよう、内容や時間配分の改善等を行う必要があります。

基本計画2 母と子の健康確保

○実施状況	○課題
子どもの疾病や障がい、発達の状況などを確認し、早期発見及び早期治療を図るため、各種健康診査の際、専門職による相談を行っています。	疾病、障がい、発達の問題の早期発見と早期治療のため、健診精度の向上や保健指導の充実を図る必要があります。
感染症の発生及びまん延を予防するため、公費負担による予防接種を行っています。	接種率のさらなる向上を図る必要があります。

基本計画3 経済的な支援の充実

○実施状況	○課題
保育施設等の利用に対して施設型給付及び地域型保育給付を支給するとともに、私立幼稚園を利用する世帯に私立幼稚園就園奨励費を支給しています。	令和元年10月以降の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、事業者及び保護者へ制度の周知等を行い、適正な支給を行う必要があります。
子どもの保険対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までの医療費の全部又は一部を助成しています。	県内各市町村により、制度内容が異なることから、県内子育て家庭が等しく助成を受けられるよう県の助成基準の拡充を要望していく必要があります。
多子世帯における幼稚園、保育園等の保育料について段階的に軽減を図っています。	令和元年10月以降の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、事業者及び保護者へ制度の周知等を適正に行う必要があります。

基本計画4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

○実施状況	○課題
ワーク・ライフ・バランスについての啓発や子育てなどの情報提供を行っています。	ワーク・ライフ・バランスに関する講座などを実施し、社会全体での意識啓発をしていく必要があります。

基本方針4 社会全体で“子育て”を支えるための環境整備

基本計画1 地域による子育て支援の充実

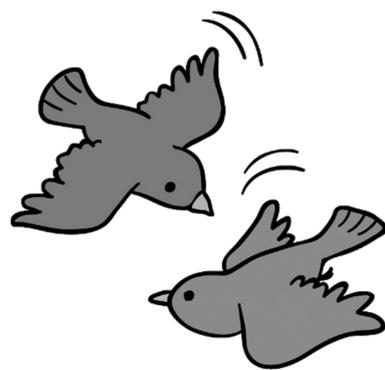
○実施状況	○課題
ボランティアの登録制度を確立し、ボランティアを通じて地域に根ざした子育て支援や体験教室の充実を図っています。	地域のボランティアの確保・育成・スキルアップを図る必要があります。

基本計画2 子どもの遊び場の確保

○実施状況	○課題
市内に配置されている児童遊園及び都市公園の利用促進を図るため、施設の適正配置について検討するとともに、遊具・設備の修繕等を行っています。	既存施設の老朽化が進んでいるため、計画的に改修する必要があります。
児童センターなどの既存施設の長寿命化及び利用者促進を図るため、計画的な改修を行っています。	子ども達にとって快適な居場所となるように、老朽化への対応と利便性の向上を図るため、計画的に改修を実施する必要があります。

基本計画3 子どもの安全確保

○実施状況	○課題
「子ども安全メール」による情報提供、「こども110番の家」の設置、「防犯パトロール」の実施など子どもの防犯体制の構築を図っています。	引き続き、子どもの防犯体制の構築を図るため、「子ども安全メール」の登録、「こども110番の家」の設置に向けた啓発及び、「防犯パトロール」の充実を図る必要があります。
通学路安全対策推進行動計画に基づき、安全施設工事を実施するなど通学路の安全確保を図っています。	児童生徒への安全指導等を含め、継続的に実施していくことで、通学路の安全を確保していく必要があります。



第4節 子育て支援に関する課題

第1節から第3節の状況を踏まえ、本市の子育て支援に関する課題として、次の4つの課題をまとめています。

1. 多様な教育・保育ニーズへの対応

近年、女性の就業率の高まりやライフスタイルの多様化により、教育・保育に対するニーズは多様化しています。本市では、5歳以下の就学前児童数は減少傾向にありますが、子育て世帯の多様化や女性の就業率の増加などにより、多様なニーズに対応できる教育・保育サービスの充実と質の向上が重要となっています。

また、アンケート調査において、子どものことでどうしたらよいかわからないと感じる、子育てに不安や負担を感じる等の保護者が一定数おり、不安や負担感の軽減に向けた相談支援体制のさらなる周知・充実が重要となっています。

2. 支援が必要な子どもや家庭に対する支援体制の強化

近年、子育て家庭の社会的孤立、ひとり親家庭の増加、子どもの貧困など子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化しています。また「児童虐待防止法」、「児童福祉法」が改正され、児童虐待の発生予防・早期発見のための取り組み、体罰によらない子育て等の推進が進められています。

本市においても、児童虐待相談対応件数が増加傾向にあるほか、アンケート調査においても「子どもの世話が嫌になる」「子どもをたたきたくなることや、あたりたくなることもある」と感じる割合が4～5割など、特別な支援や配慮を必要とする子ども・家庭が増加傾向にあることがうかがえることから、支援体制の整備、制度の普及や家庭や学校、専門職との連携体制が重要となっています。

3. 母子に対する切れ目のない支援と子育てしやすい環境整備

妊娠・出産期は、子育てにおいても不安が多い時期となります。特に、身近な親族からの支援が受けられない、相談相手がいないなどの理由により地域から孤立してしまうことがないよう、国では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置等を推進しています。

本市においても、「子育て世代包括支援センター」を設置し、切れ目のない支援を行っていますが、今後も引き続き、多くの市民が住み慣れた地域で安心して子どもを産み、育てることができるよう、母子の心身の健康に向けた支援が重要となっています。

4. 地域全体で子どもや子育て家庭を見守り・育てる環境づくり

子育ては家庭だけではなく、子どもの健やかな成長と、子どもと日々向き合う子育て家庭を社会全体で支え、見守ることが重要です。

アンケート調査では、子育てに関して地域の人に「子どもが危険な事や悪いことをしたときには注意をして欲しい」と望む割合が約6～7割と高くなっています。一方で、地域のボランティアの確保・育成・スキルアップを図る必要があることから、地域における人材の確保や育成を行うなど、地域全体で環境づくりに取り組む必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

「第1期鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針における、子ども・子育て支援に関する意義を踏まえるとともに、すべての子どもが、『鎌ヶ谷市の未来を支える希望』と位置付け、子育て支援に取り組んできました。

本計画では、こうした考えを引き継ぎ、さらなる問題・課題への対応や、切れ目のない子育て支援施策の展開を目指すものとして、本計画における基本理念を下記のとおり定めます。

《基本理念》

すべての子どもは、『鎌ヶ谷市の未来を支える希望』であることを念頭にして、本市では『子どもの視点に立った施策』を積極的に展開し、『家庭、行政、学校、地域、事業者など社会全体』で、子どもとその家庭を支援していきます。

第2節 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本方針を設定することによって、基本計画及び施策の方向性を明らかにするとともに、総合的な施策展開を図ります。

基本方針1 すべての子どもが健やかに成長できるための支援

すべての子どもが健やかに、幸せに育つ環境を実現するため、また、親が働きながらでも安心して子育てができる環境を実現するため、教育・保育事業や子どもの預かり等の福祉サービスの拡充に取り組みます。

基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

障がいのある子どもや虐待の疑いがあるなど、通常の子育て支援のほかに特別な支援が必要な子どもやその家庭に対して、福祉のほか、保健・教育等の関係する部署や機関と連携を強化し、安心して子どもが成長できる環境を整備します。

また、ひとり親家庭や生活困窮者（家庭）が等しく教育・保育の事業を受けられるよう、必要な支援を提供します。

基本方針3 子どもを産み育てる家庭への支援

子どもを持ちたいと願う人から、妊娠・子育て中の人まで、誰もが安心して子どもを産み、育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの健康管理など、切れ目のない支援を展開します。

また、子育て中の親が、子育てに対して抱く不安や負担を軽減するため、子育てに関する知識やノウハウ等を学べる機会を充実させます。

基本方針4 社会全体で“子育て”を支えるための環境整備

地域全体で子育て家庭を見守ることができるよう、関係する組織・団体を中心としてネットワーク化を拡充し、親子が安心して暮らせるよう、気軽に立ち寄り、利用することができる施設の拡充を図るとともに、子どもが犯罪に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりを進めます。

また、就労している保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、企業や市民に対して働き方に関する啓発を行います。

第3節 施策の体系

▶▶ 基本方針1 すべての子どもが健やかに成長できるための支援

基本計画1 相談支援体制の充実	
施策1	子育て全般に関する相談体制の充実
施策2	子どもの健康・発達・教育に関する相談体制の充実
施策3	民生委員児童委員、主任児童委員による相談体制の充実
基本計画2 就学前の子どもに関する教育・保育サービスの充実	
施策1	認定こども園の普及促進
施策2	認可保育園等の整備
施策3	教育・保育施設と小学校等との連携
施策4	教育・保育施設における食育の推進
基本計画3 多様な家庭に対応した保育サービスの充実	
施策1	地域子ども・子育て支援事業の充実
基本計画4 放課後等における子どもの健全な育成支援の充実	
施策1	放課後の安全な居場所づくり
施策2	児童センター機能の充実
施策3	放課後等デイサービスの強化

▶▶ 基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本計画1 児童虐待の防止	
施策1	児童虐待に関する関係機関の連携・情報共有化の推進
施策2	虐待の発生予防、早期発見、早期対応等
基本計画2 障がい児施策の充実	
施策1	障がいの早期発見及び早期療育体制の充実
施策2	こども発達センター等による専門的支援の強化
施策3	幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等の専門性向上
施策4	障がい者計画との連携及び推進
基本計画3 子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援	
施策1	経済的な支援
施策2	子育て・生活支援
施策3	就業支援
施策4	学習支援

▶▶ 基本方針3 子どもを産み育てる家庭への支援

基本計画1 妊娠・出産から切れ目のない支援	
施策1	母子に対する継続的な見守りと働きかけ
基本計画2 母と子の健康確保	
施策1	健康診査・健康相談等の実施
施策2	各種予防接種の接種勧奨
基本計画3 経済的な支援の充実	
施策1	法律に定められた手当等の支給
施策2	教育・保育に対する給付等の支給
施策3	医療費等の負担軽減
施策4	多子世帯対策

▶▶ 基本方針4 社会全体で“子育て”を支えるための環境整備

基本計画1 地域による子育て支援の充実	
施策1	子育て支援ボランティアの確保・育成
施策2	地域における子育て資源の充実
施策3	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた普及啓発
基本計画2 子どもの遊び場の確保	
施策1	児童遊園等の充実
施策2	児童センター等の運営・整備
施策3	学校施設等の有効的な活用
基本計画3 子どもの安全確保	
施策1	子どもの防犯体制の構築
施策2	通学路等の安全確保

第4章 施策の展開

基本方針 1

すべての子どもが健やかに成長できるための支援

基本計画 1 相談支援体制の充実

●● 施策 1 子育て全般に関する相談体制の充実

主な取り組み	主な内容
子育て支援センターによる相談業務の実施	子育て家庭全般に関する相談について、子育てアドバイザーが随時、電話相談等で子育て相談を実施するとともに、子育てに関する情報提供を行います。
家庭児童相談室(こども総合相談室)による相談業務の実施	専門職員となる家庭児童相談員を配置し、子どもや家庭に関する相談を実施します。
児童センター・保育園による相談業務の実施	従事する保育士・保健師等が子育てに関する不安や悩みの解消を図るとともに、子育てに関する情報提供を行います。
子どもの健康等に関する相談の実施	市が実施する4か月児健康相談等を通じて、保健師、助産師、歯科衛生士、栄養士等が発育・発達の確認、母乳、離乳食、歯のケアなど健康面の相談を実施します。
利用者支援事業*	子ども及びその保護者等又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう支援を行います。

* 子ども・子育て支援法に定める事業となります。

● ● 施策2 子どもの健康・発達・教育に関する相談体制の充実

主な取り組み	主な内容
子どもの発達に関する相談の実施	心身の発達に心配のある乳幼児に対し、こども発達センター職員等が、基本的な生活習慣の自立・社会性などの発達を促すよう、個別・集団支援を行います。
子どもの教育に関する相談の実施	青少年の不登校やひきこもりなど、青少年がかかえている様々な問題について、市、学校、警察、児童相談所、ふれあい談話室、子育て支援センター等との連携により適切な助言や継続的な相談を行います。
関係行政機関等との連携強化	地域の子育て家庭の様々な相談に応じるとともに、その内容に応じて関係行政機関、施設による支援につなげます。

● ● 施策3 民生委員児童委員、主任児童委員による相談体制の充実

主な取り組み	主な内容
子育て支援に特化した研修プログラムの構築	子ども・子育て支援などの研修を行うことにより、民生委員児童委員、主任児童委員による相談体制の充実を図ります。
子育て家庭のニーズに応じた相談機関の提供	様々な施設、子育て支援の中から子育て家庭のニーズに必要な相談機関を紹介します。

基本計画2 就学前の子どもに関する教育・保育サービスの充実

●● 施策1 認定こども園の普及促進

主な取り組み	主な内容
事業者に対する継続的な情報提供	国の動向等を踏まえるとともに、事業者の意向に応じた認定こども園に関する情報について継続的に提供します。

●● 施策2 認可保育園等の整備

主な取り組み	主な内容
新たな認可保育園の整備	待機児童の早期解消を図るため、保育の量の見込みを踏まえて、新たな認可保育園を整備します。
既存保育園施設の長寿命化の推進	既存保育園施設の長寿命化を図るため、計画的な改修に取り組めます。

●● 施策3 教育・保育施設と小学校等との連携

主な取り組み	主な内容
保育園・幼稚園・小学校とのネットワーク体制の構築	ネットワーク体制を構築することにより、連携強化に繋がる施策を組織的かつ計画的に行います。
共同研修・交流の実施	幼稚園教諭・保育士・小学校教諭を対象とした共同研修及び交流を図ることにより、連携強化を図ります。

●● 施策4 教育・保育施設における食育の推進

主な取り組み	主な内容
食育計画の策定	乳幼児期にふさわしい食生活が展開されるよう、食育計画を策定するとともに、乳幼児が食材と触れる機会を積極的に増やします。
地産地消への関心	給食食材に直接触れる機会をもうけ、食材と産地の人々への感謝の心を育みます。

基本計画3 多様な家庭に対応した保育サービスの充実

●● 施策1 地域子ども・子育て支援事業の充実

主な取り組み	主な内容
一時預かり事業の実施*	幼稚園の通常の教育時間の前後や長期休業中または保育園を定期的に利用していない家庭において、仕事や急病・家族の介護等で家庭での育児が困難になったときに、一時的な預かり保育を提供します。
子育て短期支援事業の実施*	保護者が、一時的に児童養育が困難となった場合、児童養護施設などで養育・保護を行います。
延長保育事業の実施*	保護者の多様な就業形態等に対応するため、保育園における通常の開所時間を延長して必要な保育の提供を行います。
病児保育事業の実施*	病氣中(病児)・病氣回復期(病後児)にあり、集団保育が困難な児童について、病院等で一時的に保育を提供します。
ファミリー・サポート・センター事業の実施*	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との連絡・調整を行います。

* 子ども・子育て支援法に定める事業となります。

基本計画4 放課後等における子どもの健全な育成支援の充実

●●施策1 放課後の安全な居場所づくり

主な取り組み	主な内容
放課後児童健全育成事業の実施*	共働き家庭など、小学生の児童に対して、学校の余裕教室、専用施設などにおいて、放課後や夏休み期間に適切な遊びを教えながら、生活の場を与えることにより、その健全育成を図ります。

* 子ども・子育て支援法に定める事業となります。

●●施策2 児童センター機能の充実

主な取り組み	主な内容
遊びを通した子どもの育成	子どもの自主性、社会性、創造性を育むため、日常的な遊びの提供に加えて、子ども達自ら企画運営する活動を行います。
保護者に対する子育て支援の充実	子育て家庭に対する相談・援助を行うとともに、子育てサークルなど保護者同士の自主的な活動を支援します。
地域における子育て支援ネットワークの構築	地域の子育て資源を発掘し、それぞれを結びつけたうえで、地域住民・団体、関係機関を通じて、ひらかれた児童センターを構築します。

●●施策3 放課後等デイサービスの強化

主な取り組み	主な内容
特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所との連携	障がい児のニーズを踏まえた放課後等の過ごし方について、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所、保護者等との間で十分に協議します。

基本方針 2

きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本計画 1 児童虐待の防止

●●施策 1 児童虐待に関する関係機関の連携・情報共有化の推進

主な取り組み	主な内容
児童虐待防止対策等地域協議会による関係機関との情報交換等	要保護児童等に対する適切な保護又は支援を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、児童虐待の防止及び要保護児童等に対する支援に関する協議を行います。

●●施策 2 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等

主な取り組み	主な内容
妊娠、出産及び育児期における養育支援の早期把握	健康診査や医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、きめ細かな支援を必要とする家庭を早期に把握します。
子ども家庭総合支援拠点の整備・充実	子ども家庭支援員、虐待対応専門員等を配置して、養育相談や虐待相談等に対応し、実情の把握、情報の提供、調査、関係機関との連絡調整等必要な支援体制をつくり、支援拠点の機能の充実を図ります。
地域や関係機関の児童虐待防止に対する問題意識の共有等	児童虐待防止の啓発や相談窓口を地域に周知することで、関係機関の見守り体制の強化や子育てに悩む親の対応を行います。
養育支援訪問事業の実施*	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者への育児・家事援助等を行うとともに、養育に関する相談指導を行います。

* 子ども・子育て支援法に定める事業となります。

基本計画2 障がい児施策の充実

●●施策1 障がいの早期発見及び早期療育体制の充実

主な取り組み	主な内容
乳幼児健康診査等における指導の充実	乳幼児健康診査等において、心理発達相談員、理学療法士、言語聴覚士等による専門的な相談及び指導の充実を図るとともに、情報の共有化を図ります。
発達段階に応じた療育体制の充実	保育園、幼稚園、学校等の連携を図ることにより、療育体制の充実を図ります。

●●施策2 こども発達センター等による専門的支援の強化

主な取り組み	主な内容
療育相談及び指導の充実	発達の不安や悩みなどの相談に専門の職員が個別支援、親子教室を行うとともに、基本的な生活習慣の自立・社会性などの発達を促すよう集団支援を行います。
保育園、幼稚園、学校等の訪問支援の充実	保育園、幼稚園、学校などに専門職員が訪問し、集団に適応できるように、一人ひとりの発達の特性に合わせた支援を行います。

●●施策3 幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等の専門性向上

主な取り組み	主な内容
障がい児対策に特化した研修プログラムの構築	幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等を対象に、計画的な研修体制を確保します。

●●施策4 障がい者計画との連携及び推進

主な取り組み	主な内容
障がい児施策との連携	障がい者計画及び障がい福祉計画に定める障がい児施策との連携・情報の共有化を図るため、連携体制の確保などを講じます。

基本計画3 子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援

●● 施策1 経済的な支援

主な取り組み	主な内容
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当法に基づき児童扶養手当を支給します。
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。
遺児手当の支給	義務教育終了前の児童を養育している父母の一方が死亡若しくは障がいの状態になった場合、遺児手当を支給します。
ひとり親家庭等援護支度金	ひとり親家庭等の児童の入学又は就職に際し、支度金を支給します。
住居確保給付金の支給	離職等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に家賃補助の給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
母子父子寡婦福祉資金貸付制度の受付	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図るため、各種資金を無利子又は低利子で貸付ける県の制度です。
保育園・放課後児童クラブ利用料等の減免	様々な子育て支援制度において、ひとり親家庭への利用料等の減免を図ります。
就学援助の実施	国公立の小・中学校での学校教育上必要な学用品等費用の一部を助成します。
実費徴収に係る補足給付*	保護者世帯の所得状況等に応じ、教育・保育施設等に保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費、副食費の費用を助成(免除)します。

* 子ども・子育て支援法に定める事業となります。

●●施策2 子育て・生活支援

主な取り組み	主な内容
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	自立促進、疾病等の理由で、日常生活を営むことに支障が生じる場合において、生活援助や子育て支援を行い、当面の生活安定を図ります。
保育園、放課後児童クラブなど子育て支援制度の優先的な利用促進	様々な子育て支援制度において、ひとり親家庭の優先的な利用促進を図ります。
養育費・面会交流に関する相談支援	離婚等の相談を受けた際に、養育費等に関する情報提供及び相談を実施します。
スクールカウンセラーの設置	市内小・中学校における教育相談体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラーを配置します。
市営住宅へ入居収入基準の緩和	市営住宅入居の申し込みにあたり、子育て世代等に対する入居収入基準の緩和を実施します。

●●施策3 就業支援

主な取り組み	主な内容
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	就業に結びつく技術を身につけるための教育訓練受講費の一部を補助します。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給	看護師や保育士など就業に有利な資格を取得する場合、修学期間について、生活費の一部を補助します。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援金の支給	より良い条件での就業や転職へつなげるための講座受講費の一部を補助します。
生活困窮者自立支援事業の実施	長期未就労の方、就職活動に不安のある方、家計に関する悩み等、様々な事情で生活にお困りの方にプランを作成し、関係機関や必要な制度・サービスにつなぎます。

●●施策4 学習支援

主な取り組み	主な内容
こどもの学習・生活支援事業の実施	生活困窮世帯における子どもに対する学習支援や進路選択、生活習慣・育成環境の改善に向けた支援を行います。

基本方針3 子どもを産み育てる家庭への支援

基本計画1 妊娠・出産から切れ目のない支援

●●施策1 母子に対する継続的な見守りと働きかけ

主な取り組み	主な内容
専門職員（保健師等）によるきめ細かな相談	母子健康手帳の交付に際し、専門職である保健師等が全数面接を行い、相談や各種サービスの情報提供を行うなど、安全・安心に妊娠・出産し、子育てができるよう助言します。
ウエルカムベビースクールの開催	マタニティライフを健やかに過ごせるよう妊娠中の生活や食生活のポイントについての講義や実習の他、妊婦体操、歯科健康診査などを行うとともに、参加者の交流を図ります。 また、父親の育児参加と出産への理解を深めるため、夫婦の過ごし方、産後の健康管理などを行います。
産前産後の支援	妊娠・出産・子育てに関する悩みなどについて、助産師等の専門職が家庭訪問や電話相談を通して支援します。 また、産後に支援が必要とされる産後4か月未満の方を対象に、産婦人科等に宿泊して、休養や心身のケア及び育児サポートを行います。
乳児家庭全戸訪問事業*	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健推進員、保健師、助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞いたうえで、情報提供を行うとともに適切なサービスに結び付けます。
ブックスタート事業の実施	4か月児健康相談の受診の際に絵本を通して、親子がふれあいの時間をもてるよう、本の読み聞かせと絵本の手渡しによる配布をします。

* 子ども・子育て支援法に定める事業となります。

基本計画2 母と子の健康確保

●●施策1 健康診査・健康相談等の実施

主な取り組み	主な内容
妊婦健康診査の実施*	妊娠中の健康管理の充実と異常の早期発見及び経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てられるよう、妊婦健康診査に必要な経費を助成します。
乳幼児健康診査の実施	子どもの疾病や障がい、発達の状況などを確認し、早期発見及び早期治療を図るため、各種健康診査を行います。
フッ化物洗口事業等の実施	子どものむし歯予防を推進するため、健康診査実施時に、希望者を対象にフッ化物塗布を行うとともに、保育園・幼稚園・小学校・中学校(特別支援学級)において、フッ化物洗口を行います。
乳幼児健康相談の実施	保健師、歯科衛生士、栄養士、保育士等が、発育・発達の確認、母乳、離乳食、歯のケアや地域での遊び場、子育て支援等についての相談対応などを行います。

* 子ども・子育て支援法に定める事業となります。

●●施策2 各種予防接種の接種勧奨

主な取り組み	主な内容
公費負担による予防接種の実施	感染症の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を行います。

基本計画3 経済的な支援の充実

●● 施策1 法律に定められた手当等の支給

主な取り組み	主な内容
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当法に基づき児童手当を支給します。

●● 施策2 教育・保育に対する給付等の支給

主な取り組み	主な内容
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことから、3歳未満児は、住民税非課税世帯を対象に、3歳以上児は保護者の所得にかかわらず保育料を無償化するとともに、未移行幼稚園は保育料(預かり保育を含む)を上限の範囲内で無償化を実施します。
施設型給付及び地域型保育給付の支給	質の高い幼児期の学校教育及び保育を行うため、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付及び地域型保育給付を支給します。

●● 施策3 医療費等の負担軽減

主な取り組み	主な内容
子ども医療費の助成	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学校3年生までの医療費の全部又は一部を助成します。
出産育児一時金の支給	国民健康保険加入者を対象に、出産育児に関する一時金を支給します。

●● 施策4 多子世帯対策

主な取り組み	主な内容
多子世帯における保育料の軽減	多子世帯における幼稚園、保育園等の保育料について、段階的な軽減を図ります。(無償化対象とならない0~2歳が対象)
多子世帯子育て支援の助成	3人以上の小学校就学前の子どもを養育している家庭に対し子育て支援サービス料金の一部を助成します。

基本方針 4

社会全体で“子育て”を支えるための環境整備

基本計画 1 地域による子育て支援の充実

●● 施策 1 子育て支援ボランティアの確保・育成

主な取り組み	主な内容
子育て支援ボランティアを活用した事業の充実	児童センター、放課後児童クラブ等において、ボランティア団体等と連携して事業展開の充実を図ります。
子育て支援ボランティア団体、個人等の登録制度の確立	子育て支援ボランティアの情報を登録する制度を確立し、市又は各種団体が事業を実施する際に、必要な人材の派遣要請の円滑化を図ります。
子育てサポーターなど子育て支援ボランティアの人材育成	地域の子育て支援拠点施設において、簡単な子育て相談や遊びを提供する子育てサポーターなどを対象に講座等を開催し、人材の確保及び育成を図ります。

●● 施策 2 地域における子育て資源の充実

主な取り組み	主な内容
子育て支援コーディネーターによる地域の子育て資源の育成*	子育て支援コーディネーターが子育てに関するニーズを把握し、関係機関との連携、協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成（地域連携）を行います。
地域子育て支援拠点施設（つどいの広場）の整備・充実*	地域での子育て親子の交流等を進めるため、子育て支援の拠点施設を設置し、子育て親子同士の交流促進、子育て相談を行うとともに、子育て関連情報の提供を図ります。

* 子ども・子育て支援法に定める事業となります。

●● 施策 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた普及啓発

主な取り組み	主な内容
事業主、地域住民への広報、啓発	事業主や地域住民に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する講座などについて、ホームページ等を通じて情報提供します。

基本計画2 子どもの遊び場の確保

●● 施策1 児童遊園等の充実

主な取り組み	主な内容
児童遊園等の環境整備	子ども達の身近な魅力ある遊び場である児童遊園等とするため、計画的な改修を行い、環境整備及び利用者の安全確保を図ります。

●● 施策2 児童センター等の運営・整備

主な取り組み	主な内容
遊びを通じた健全育成施設としての運営	子ども達にとって快適な居場所になるよう、家庭、学校、地域と連携し、子どもの育成に適した遊びを提供します。
(仮称)東部地区児童センター設置事業	子ども達が健全な遊びを通じて、健康を増進し、情操を豊かにするため、市内6コミュニティエリアで未整備となっている東部地区児童センターの整備に取り組みます。

●● 施策3 学校施設等の有効的な活用

主な取り組み	主な内容
学校施設の一般開放の実施	子ども達の身近な遊び場として、小中学校の校庭を開放することにより、施設の有効活用を図ります。
保育園の園庭開放の実施	保育園の園庭等を開放することにより、園児及び保育士との交流を図ります。

基本計画3 子どもの安全確保

●● 施策1 子どもの防犯体制の構築

主な取り組み	主な内容
子ども安全メールの配信	小中学校の保護者、地域住民のメールアドレスを登録し、不審者情報などを配信します。
「こども110番の家」の普及促進	「こども110番の家」を設置し、緊急時の子どもの避難場所の確保、不審者の抑止を図ります。
パトロール体制の構築	自治会、防犯協会、行政が一体となって防犯パトロールを実施することにより、地域ぐるみによる見守り体制を構築します。

●● 施策2 通学路等の安全確保

主な取り組み	主な内容
通学路安全対策推進行動計画に基づく施策の推進等	通学路の整備、交通安全指導、地域との協働で取り組む安全対策などを実施します。 また、保育園の園外活動における安全を確保するため、散歩コースとなる道路や交差点の安全対策工事を実施します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 提供区域の設定

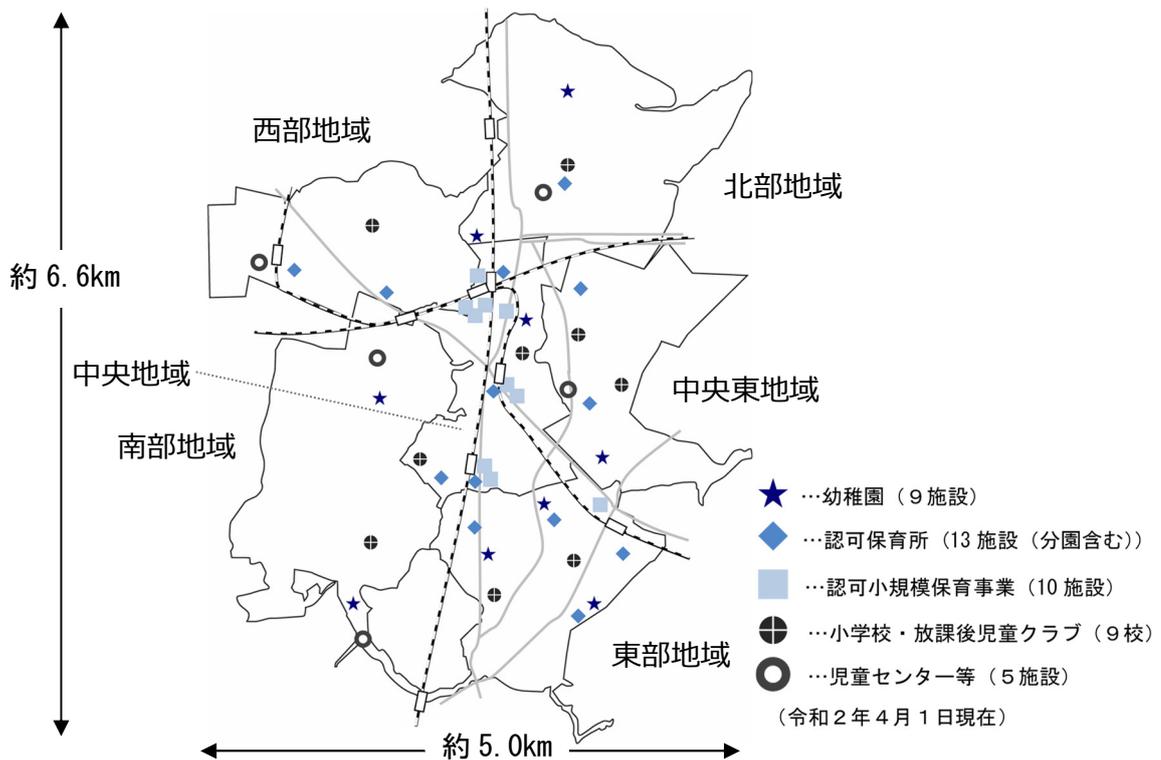
教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により、地理的条件、人口、交通事情の社会的条件及び幼稚園、保育園などの整備状況などその他の条件を総合的に勘案して設定する必要があります。

設定した教育・保育提供区域においては、それぞれの区域において、幼稚園、保育園等に関する事業などの量の見込みを算定するとともに、事業の内容と施設等の整備に関する実施時期を示す必要があります。

本市の教育・保育提供区域は、主に次の理由から、『1区域』に設定します。

本市の特徴

- (1) 行政面積が 21.08 km²、東西南北の距離が東西約 5.0 km、南北約 6.6 km であり、既存の教育・保育施設がバランスよく整備されていること。
- (2) 東武野田線（東武アーバンパークライン）・新京成電鉄・北総鉄道・成田スカイアクセスの鉄道4線及び8つの駅を有し、交通の利便性が高いこと。
- (3) 既存の教育・保育施設が、市内全域で、既に相互利用と連携を図っていること。



第2節 教育・保育の見込み量及び確保方策等

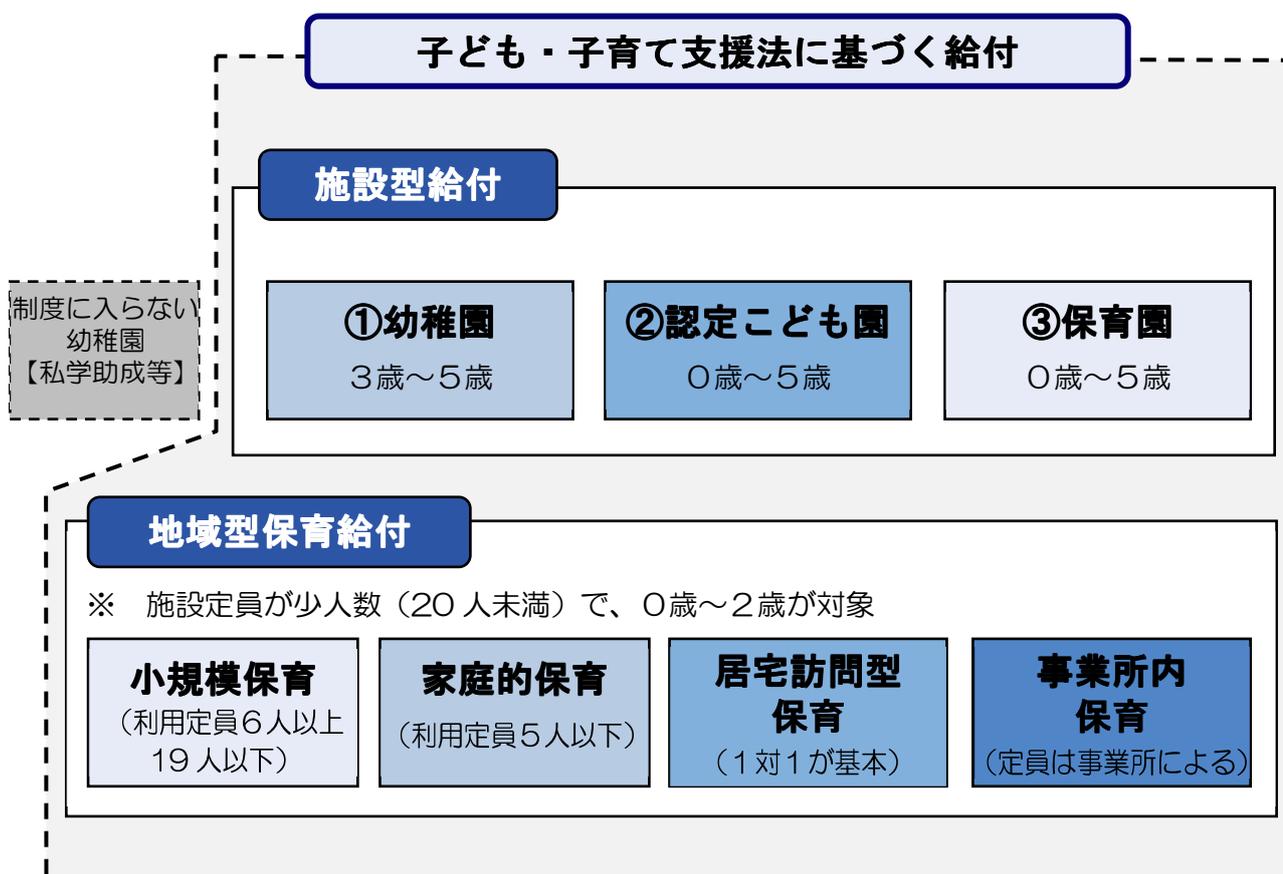
1. 事業の概要等

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法第11条の規定により、『施設型給付』と『地域型保育給付』の2つの給付制度（子どものための教育・保育給付）が創設されました。

認定こども園、幼稚園、保育園、小規模保育等の利用を希望する場合には、対象年齢や保育の必要性などに応じて、3つの区分に認定されます。

本計画では、幼児期における教育・保育の利用状況及び利用希望調査等により、3つの認定区分ごとに、必要利用定員総数を定め、確保方策とその実施時期を定めます。

《子どものための教育・保育給付の仕組み》



《子どもの認定区分》

認定区分	対象年齢	利用施設	給付の内容
1号認定の子ども	満3歳以上	①幼稚園 (私学助成による幼稚園を除く) ②認定こども園	①教育標準時間
2号認定の子ども	満3歳以上	①保育園 ②認定こども園	①保育短時間 ②保育標準時間
3号認定の子ども	満3歳未満	①保育園 ②認定こども園 ③小規模保育事業等	①保育短時間 ②保育標準時間

- ※ 教育標準時間：1日あたり3～4時間
- ※ 保育短時間：1日あたり8時間、1か月あたり平均200時間
- ※ 保育標準時間：1日あたり11時間、1か月あたり平均275時間
- ※ 私学助成による幼稚園：文部科学省からの助成を受け、引き続き運営する幼稚園

《幼児教育・保育の無償化》

「幼児教育・保育の無償化」が令和元年10月から実施されています。

- 幼稚園：家庭の所得に関わりなく月額25,700円を上限に保育料を無償化
- 保育所：3～5歳児は家庭の所得に関わりなく保育料を無償化
0～2歳児は市民税非課税世帯の保育料を無償化
- 認定こども園、地域型保育、企業主導型保育：幼稚園、保育所を利用する場合と同じ
- 幼稚園の預かり保育：保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額11,300円までの範囲で無償化
- 認可外保育施設等：保育の必要性の認定を受けた場合、3～5歳児は月額37,000円を上限に保育料を無償化
保育の必要性の認定を受けた場合、0～2歳児は市民税非課税世帯について、月額42,000円を上限に保育料を無償化
※認可外保育施設等は、認可外保育施設のほか、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、病児保育事業を含む。
- 就学前の障がい児の発達支援：保育料を無償化
※幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化。

2. 教育・保育の量の見込み（利用定員総数）、確保方策及び実施時期

本計画では、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により、各年度における量の見込みを3つの認定区分ごとに設定し、この量の見込みに対する確保方策とその実施時期を定めます。

なお、この数値目標は、国が定めた利用希望把握調査及び直近の利用状況を踏まえて算定しています。

①教育・保育の量の見込み・確保策

単位：人

認定区分		利用施設	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
量の見込み	3号認定【0～2歳】	0歳	85	90	95	98	98	
		1・2歳	637	678	707	728	723	
	小計		722	768	802	826	821	
	2号認定【3～5歳】	保育所	794	793	806	799	783	
	合計		1,516	1,561	1,608	1,625	1,604	
	①	1号認定【3～5歳】	幼稚園	1,237	1,155	1,099	1,052	1,030
		2号認定【3～5歳】		412	384	366	350	343
合計		1,649	1,539	1,465	1,402	1,373		
確保策	3号認定【0～2歳】	0歳	158	158	164	164	164	
		1・2歳	601	601	631	631	631	
	小計		759	759	795	795	795	
	2号認定【3～5歳】	保育所	786	786	840	840	840	
	合計		1,545	1,545	1,635	1,635	1,635	
	②	幼稚園【3～5歳】	幼稚園	2,990	2,990	2,990	2,990	2,990
		合計		2,990	2,990	2,990	2,990	2,990
3号認定 ② - ①		0歳	73	68	69	66	66	
		1・2歳	△36	△77	△76	△97	△92	
2号認定 ② - ①		3～5歳	△8	△7	34	41	57	
幼稚園 ② - ①		3～5歳	1,341	1,451	1,525	1,588	1,617	

②保育利用率

単位：人

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人口推計【0～2歳】	2,171	2,126	2,069	2,052	2,041
目標値（0～2歳保育利用率）	33.3%	36.1%	38.8%	40.3%	40.2%
人口推計【3～5歳】	2,443	2,332	2,271	2,201	2,156
目標値（3～5歳保育利用率）	32.5%	34.0%	35.5%	36.3%	36.3%

《保育利用率の算定方法》

- ◆目標値（0～2歳児保育利用率）：平成28年度から令和2年度までの0歳児の平均伸び率0.9%、1・2歳児の平均伸び率3.9%を踏まえ、令和3・4年度は前年度の利用率に伸び率をそれぞれ加算し、令和5年度は平均伸び率がおおよそ半減するものとして、令和6年度は令和5年度と同様の利用率として見込み算定した。
- ◆目標値（3～5歳児保育利用率）：ニーズ調査及び幼稚園の預かり保育無償化を踏まえて、平成28年度から令和2年度までの平均伸び率2.8%のおおよそ7割を保育園利用の伸び率とし、残り3割を幼稚園利用と捉えたうえで、令和3・4年度は前年度の利用率に伸び率をそれぞれ加算し、令和5年度は平均伸び率がおおよそ半減するものとして、令和6年度は令和5年度と同様の利用率として見込み算定した。

③確保方策

単位：人

	確保策	定員	0歳	1・2歳	3～5歳
令和4年度	認可保育所設置（新設）	90	6	30	54

2号認定 確保方策

【令和4年度】

90人定員（2号認定54人程度）の認可保育所による確保

3号認定 確保方策

【令和4年度】

90人定員（3号認定36人程度（0歳6人、1・2歳30人））の認可保育所による確保

※ 令和3年度当初（4月）においては、量の確保として0歳から5歳までの合計数で16名の不足が見込まれるが、例年の状況から年度末においては、この不足分が130名前後になり、多くの待機児童の発生が見込まれている。

これは年度途中での0歳から2歳児の申し込みが例年200名を大きく超える状況になっていることが要因となっており、こうした状況を踏まえ令和4年度に90名定員の認可保育所を新設するものである。

また、令和4年度の施設整備により確保量は1,635名となり、令和5年度の量の見込み1,625名分に対応できるが、年度内の待機児童数の推移を踏まえ、計画の中間年である令和4年度には確保策について必要な見直しを行う。

第3節

地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策等

1. 事業の概要等

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条の規定により、次に掲げる13事業となります。

これら事業は、共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援するもので、13事業を組み合わせることにより、地域の様々な子育て支援策の充実を図ります。

本計画では、これら事業の今後5年間の量の見込みに対して、確保方策並びにその実施時期を定めます。

NO	事業名	対象	内容
1	利用者支援事業	すべての子育て家庭と妊婦	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業【子ども第59条第1号】
2	延長保育事業	0歳～5歳（就学前）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業【子ども第59条第2号】
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校1年生～6年生	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業【子ども第59条第5号、児童第6条の3第2項】
4	子育て短期支援事業	0歳～18歳未満	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育・保護を行う事業【子ども第59条第6号、児童第6条の3第3項】
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月の乳児と保護者	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業【子ども第59条第7号、児童第6条の3第4項】
6	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業【子ども第59条第8号、児童第6条の3第5項】
7	地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）	3歳未満児とその保護者	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業【子ども第59条第9号、児童第6条の3第6項】

NO	事業名	対象	内容
8	一時預かり事業	0歳～5歳 (就学前)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業【 子ども第59条第10号、児童第6条の3第7項 】
9	病児保育事業	0歳～小学生	病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業【 子ども第59条第11号、児童第6条の3第13項 】
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0歳～小学校 4年生	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業【 子ども第59条第12号、児童第6条の3第14項 】
11	妊婦健康診査	妊婦	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業【 子ども第59条第13号、母子第13条第1項 】
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0歳～5歳 (就学前)	保育園の保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品等の購入に要する費用又は行事費用等を助成するとともに幼稚園の保護者の世帯所得の状況を勘案して副食材料費に要する費用を助成する事業【 子ども第59条第3号 】
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業【 子ども第59条第4号 】

《法の略称》子ども・子育て支援法：「子ども」、児童福祉法：「児童」、母子保健法：「母子」

2. 各事業の量の見込み、確保方策及び実施時期

本計画では、子ども・子育て支援法第61条第2項第2号の規定により、年度ごとに見込んだ事業量を量の見込みとして設定し、この量の見込みを達成するため、確保方策とその実施時期を定めます。

なお、この量の見込みは、国が定めた利用希望把握調査及び直近の利用状況を踏まえて算定しています。

本市では、この量の見込みを達成するため、施設の整備、実施場所又は実施回数の増加を図るなどの量的拡充に加えて、事業内容の向上を図ることにより、「量」と「質」の両面から地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

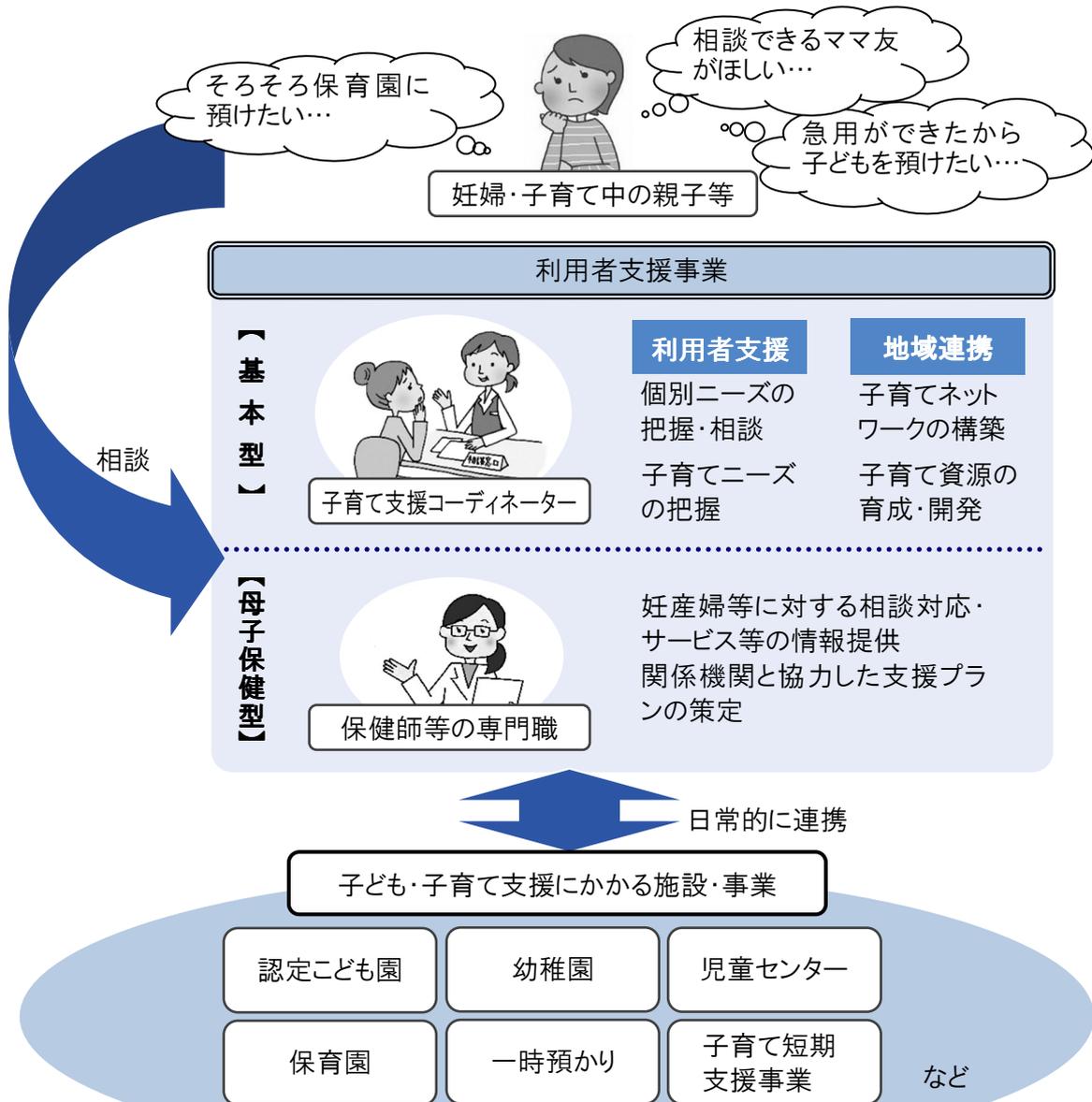
①利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

【事業の概要】

本市の利用者支援事業は、「基本型」と「母子保健型」を実施しています。

「基本型」は、子ども及びその保護者等又は妊娠している方が教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園など）や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連携、協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成（地域連携）を行う事業となります。

「母子保健型」は、母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談、情報提供、関係機関と協力して支援プランを作成するなど、切れ目のない支援を行います。



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (A)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保方策 (B)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
(B) - (A)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

《量の見込みに関する算定の考え方》

現在実施の基本型 1 か所、母子保健型 1 か所を継続します。

確保方策の内容

- (1) 利用者支援事業については、基本型・母子保健型をそれぞれ 1 か所の 2 か所を行政機関内で、引き続き実施していきます。
- (2) 基本型については、子育て中の親子が集まりやすい公共施設などにおいて、臨時に業務を実施することにより、地域により添った身近な事業とします。
- (3) 母子保健型については、保健師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談、情報提供を行うなど切れ目のない支援を行います。

質（サービス）の向上策

【基本型】

- (1) 利用者支援事業に従事する者は、子育て支援全般の知識を有するとともに、相談・援助業務ができるよう、必要な研修を提供することにより、人材の確保と育成を図ります。
- (2) 幼稚園、保育園など教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業との連絡調整、連携を図っていきます。
- (3) 子育て家庭のニーズを把握するとともに、情報集約・情報発信を積極的に行います。

【母子保健型】

- (1) 妊婦への保健師・助産師による全数面接を継続し、かまがや子育てガイドブックを活用し、継続して一人ひとりに合った支援プランを計画し提供します。
- (2) 切れ目のない支援に活かすため、母子健康手帳発行マニュアル等の見直しを適宜行います。
- (3) 個々にあった相談支援や適切な支援プランを計画し、必要な関係機関へつなげられるよう、関係機関と連携を強化するとともに、研修等で従事する職員のスキルアップを行います。

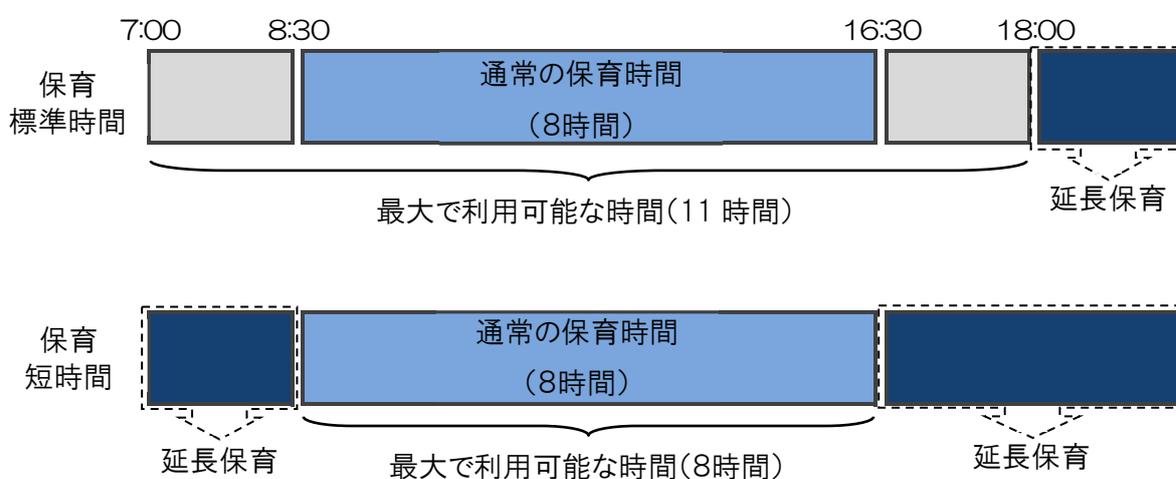
②延長保育事業

【事業の概要】

延長保育事業は、保護者の多様な就業形態等に対応するため、保育園における通常の開所時間（11 時間）を延長して必要な保育を行う事業となります。

新制度では、保育園の利用について 11 時間利用を基本とする「保育標準時間」と 8 時間利用を基本とする「保育短時間」が設定され、それぞれ延長保育時間が異なることとなります。

■延長保育事業イメージ図



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (A)	1,167 人	1,202 人	1,238 人	1,251 人	1,235 人
確保方策 (B)	1,545 人	1,545 人	1,635 人	1,635 人	1,635 人
(B) - (A)	378 人	343 人	397 人	384 人	400 人
参考：施設数	22 か所	22 か所	23 か所	23 か所	23 か所

《量の見込みに関する算定の考え方》

利用実績をベースに設定したうえで、保育園等の整備計画を反映し算定しています。

確保方策の内容

新設の保育園において、延長保育事業の実施を促進し、実施施設数の拡充を図ります。

質（サービス）の向上策

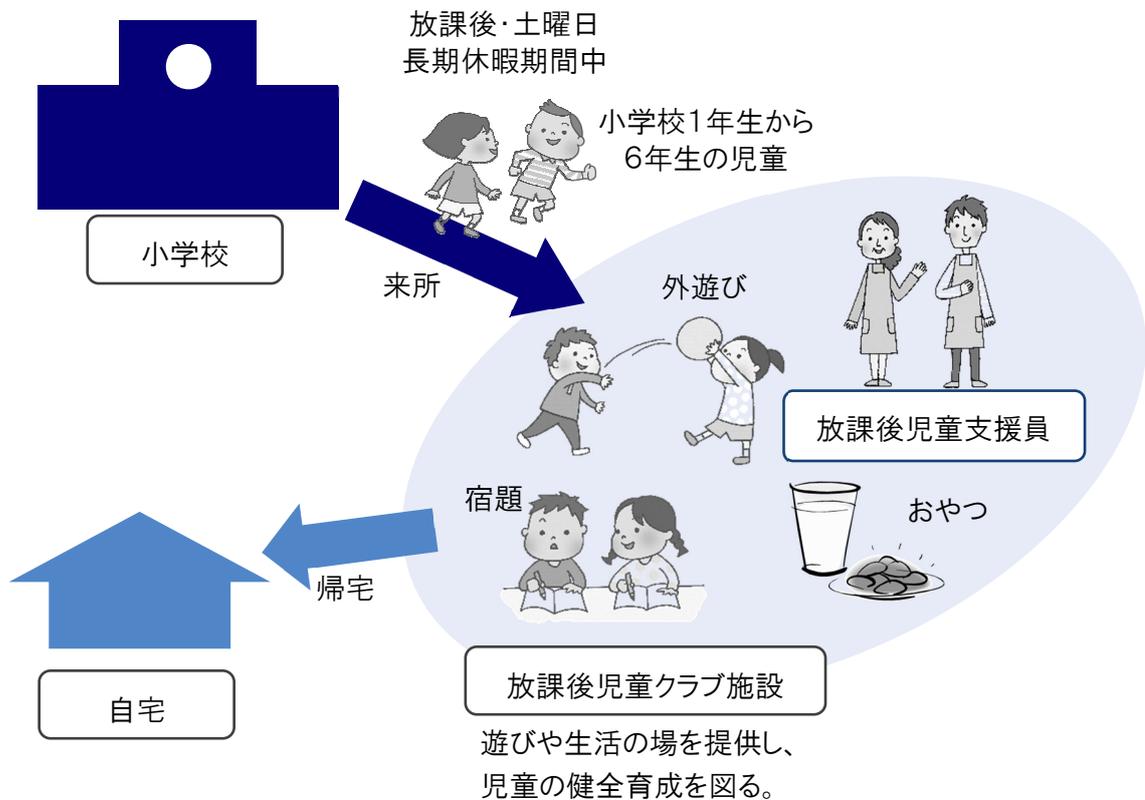
延長保育事業の従事者について、延長保育に必要な保育士等を確保しつつ、保育士等の資質向上を図ります。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

放課後児童健全育成事業は、共働き家庭など、小学生の児童に対して、学校の余裕教室、専用施設などにおいて、放課後や夏休み期間に適切な遊びを教えながら、生活の場を与えることにより、その健全育成を図る事業となります。

なお、乳幼児期における保育園、幼稚園から引き続き、児童に保育を提供する場であることから、一定の設備及び運営の基準を定めます。



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 年生	290 人	281 人	266 人	256 人	256 人
2 年生	241 人	253 人	247 人	235 人	226 人
3 年生	166 人	189 人	198 人	193 人	185 人
4 年生	113 人	92 人	105 人	111 人	110 人
5 年生	46 人	45 人	37 人	40 人	42 人
6 年生	13 人	14 人	12 人	11 人	11 人
合計：量の見込み（A）	869 人	874 人	865 人	846 人	830 人
確保方策（B）	825 人	827 人	827 人	827 人	827 人
（B）－（A）	△ 44 人	△ 47 人	△ 38 人	△ 19 人	△ 3 人

《量の見込みに関する算定の考え方》

これまでの利用実績、今後の小学校児童数を踏まえるとともに、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加を踏まえて算定しています。

確保方策の内容

「鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、子どもたちの衛生面と安全面を優先とした施設とするため、必要な改修を行います。

量の見込みに対して不足が見込まれますが、出席率が 70～80%程度であることに加えて、小学校と連携を図り、放課後に学校教室を暫定的に使用するなどの対応をします。

なお、北部小学校放課後児童クラブ室の移転に伴い、令和 3 年度に定員 2 名の増員を見込んでいます。

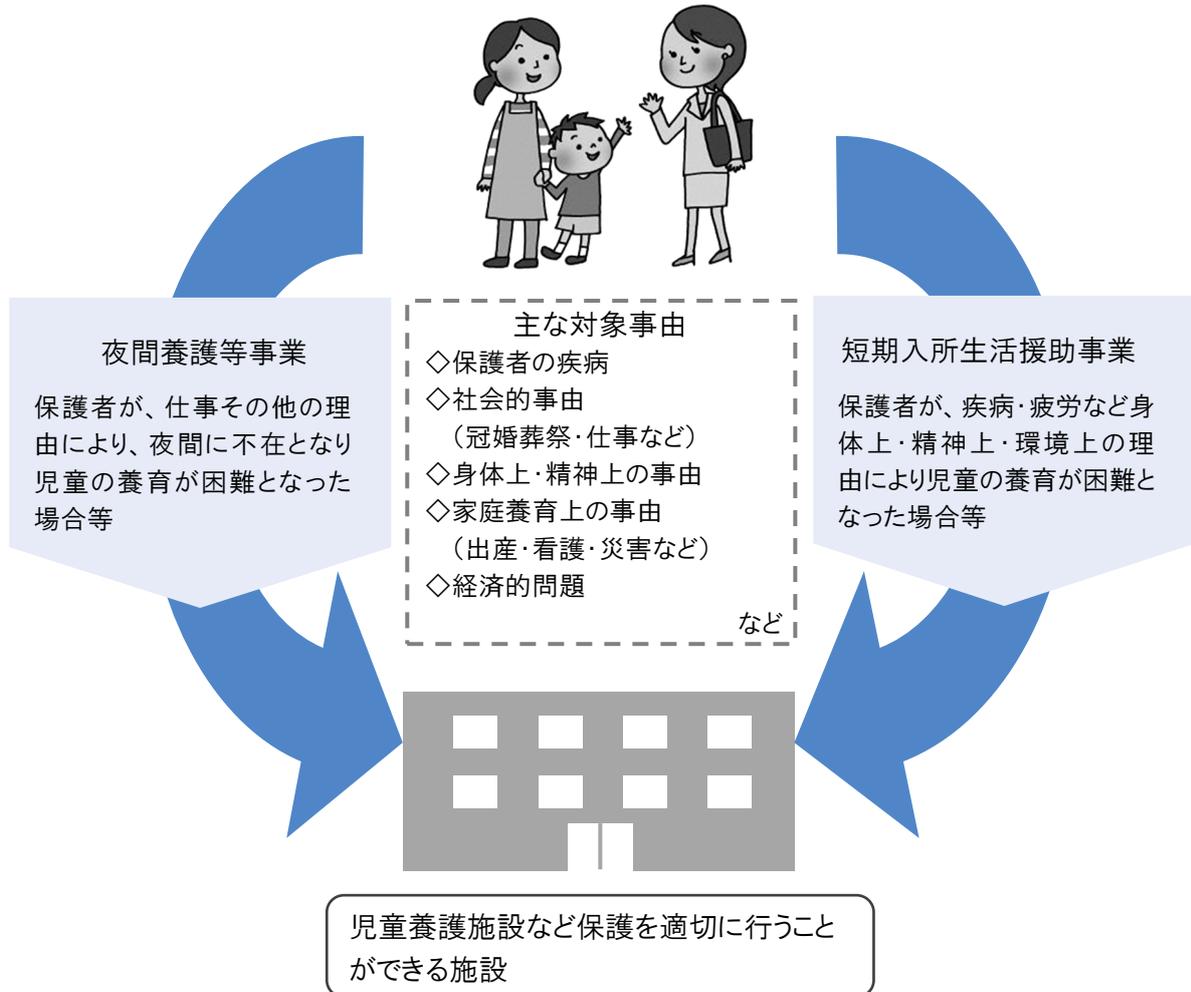
質（サービス）の向上策

- (1) 管理者、放課後児童支援員、補助員、巡回アドバイザーなどで構成される人員体制を構築します。
- (2) 必要な設備、備品などを適正に更新・改修し、適切な生活環境を維持します。
- (3) 父母会、地域、学校、市、放課後児童支援員等の連携を図り、事業の円滑化と地域に密着した放課後児童クラブとします。
- (4) 地域、民間企業、学生等と連携し、子どもたちが自主的に考え、実行できる体験教室などを実施します。

④子育て短期支援事業

【事業の概要】

子育て短期支援事業は、保護者が、疾病・疲労などの体の上・精神上の理由又は仕事などの理由により、一時的に児童養育が困難となった場合、児童養護施設などで養育・保護を行う事業となります。



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（延べ件数）（A）	78 件	76 件	74 件	72 件	71 件
確保方策（B）	78 件	76 件	74 件	72 件	71 件
（B）－（A）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
参考：実施施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
参考：登録世帯数	30 世帯	30 世帯	29 世帯	29 世帯	28 世帯

《量の見込みに関する算定の考え方》

利用実績や利用意向率、児童の人口推計に伴う登録世帯数の減少を見込んで算定しています。

確保方策の内容

現行の松戸市内及び八千代市内の2施設での実施を維持する一方で、必要とする世帯が利用できるよう、新たな契約施設について、近隣自治体と連携して確保するように努めます。

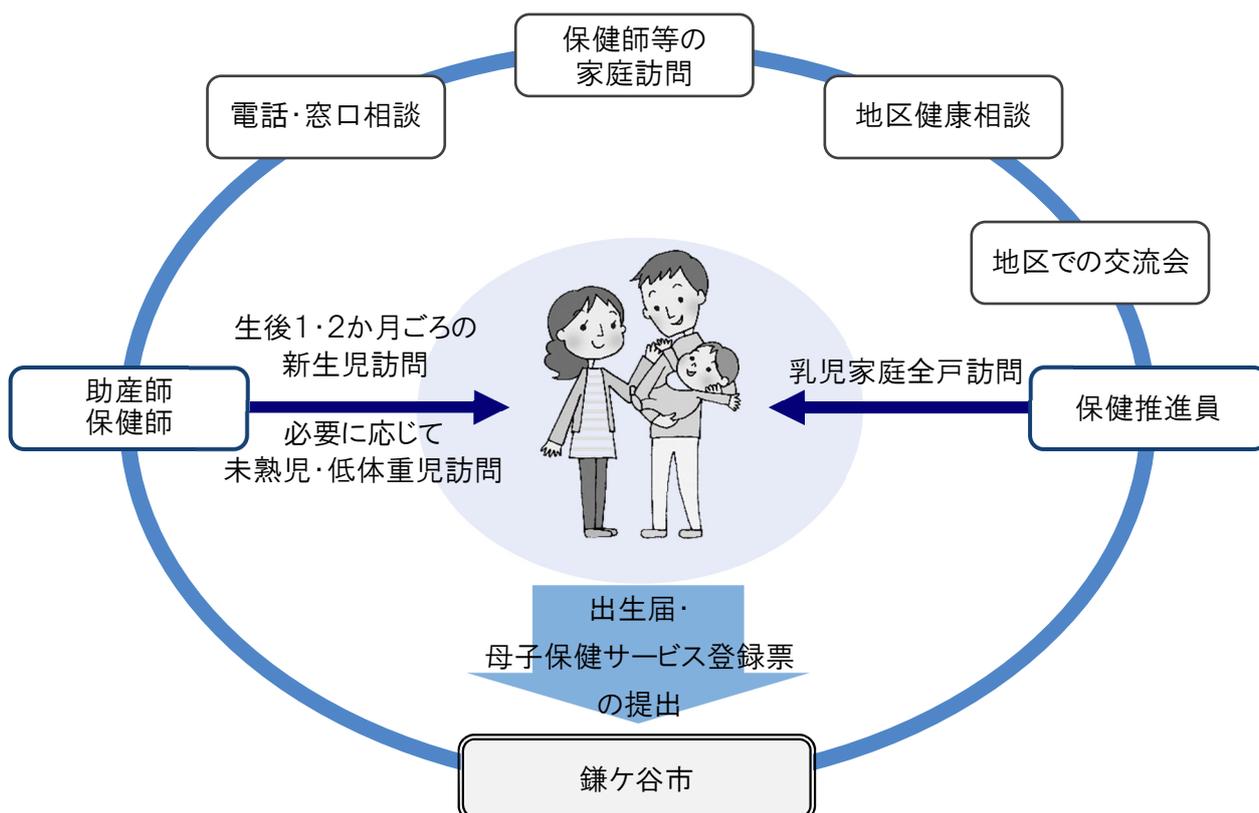
質（サービス）の向上策

市広報、市ホームページなどを活用し、事業の広報啓発活動をさらに強化するとともに、児童養育が特に困難な世帯に対して、積極的に利用促進を図ります。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健推進員、保健師、助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞いたうえで、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供につなげる事業となります。



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（訪問実人数）	622 件	613 件	609 件	606 件	604 件
確保方策（訪問率）	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上

《量の見込みに関する算定の考え方》

0歳児の推計値に訪問率90%を乗じて訪問対象者数を算定しています。

確保方策の内容

次の提供体制で事業を推進します。

- (1) 実施体制：保健推進員 30 名、正規職員（保健師）、非常勤職員（助産師）
- (2) 実施機関：市直営方式

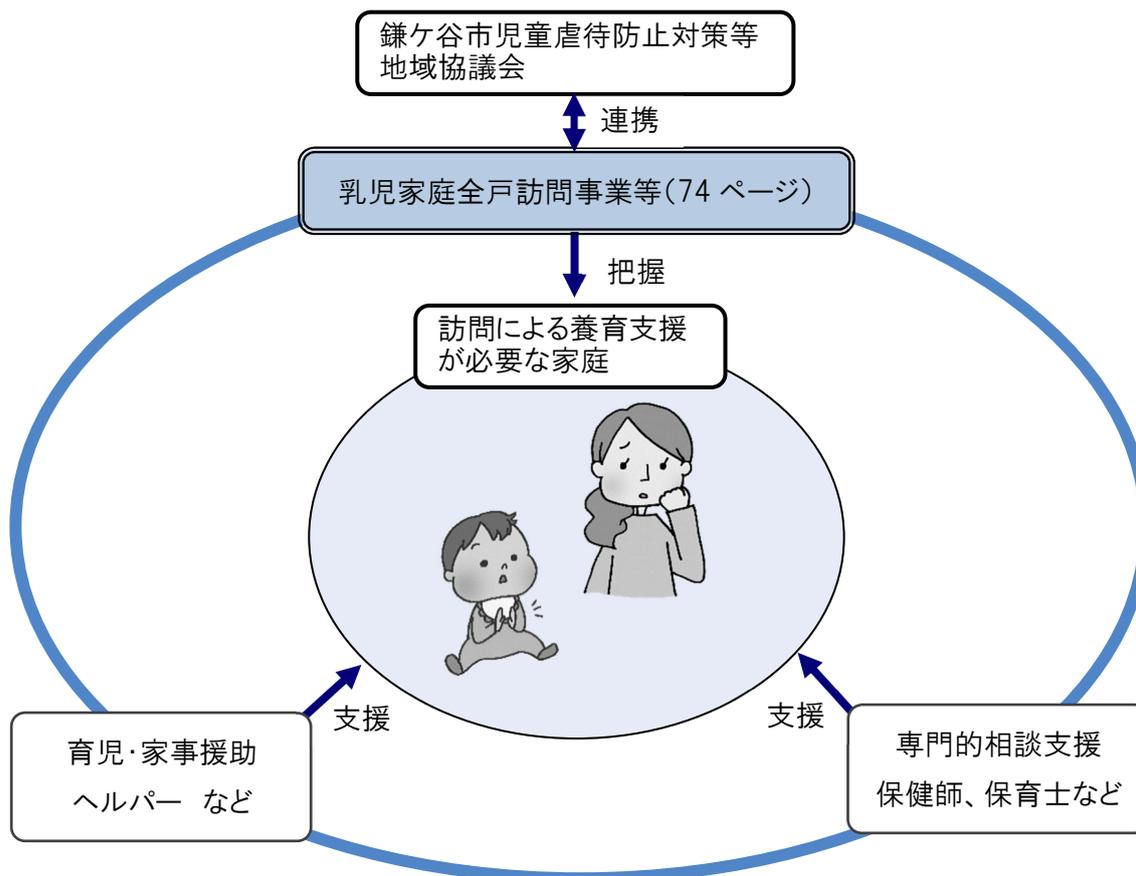
質（サービス）の向上策

- (1) 保健推進員等の質の向上のため、定期的に研修会を実施し、事業の目的や意義（子育て支援・虐待防止）について確認します。
- (2) 保健推進員の活動意欲の向上を図るため、研修会等にてグループワークや情報交換を適宜行い、担当保健師が適切な支援を行います。
- (3) 未訪問者対策として、マニュアルを適宜見直し、対象者に保健師等が繰り返し訪問するなどの対応を行います。

⑥養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、子育てに不慣れで不安を持ちながら子育てをしている家庭など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行うとともに、養育に関する相談指導を行う事業となります。



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

※ 確保方策は、確保方策に実施体制等で明記

《量の見込みに関する算定の考え方》

この事業は、量の見込みを設定する事業になじまないことから、事務量を図る数値として位置付けることとし、過去 3 年間の実績を踏まえた 40 人に設定しています。

確保方策の内容

次の提供体制で事業を推進します。

- (1) 実施体制：非常勤職員（養育支援訪問員）
- (2) 実施機関：市直営方式

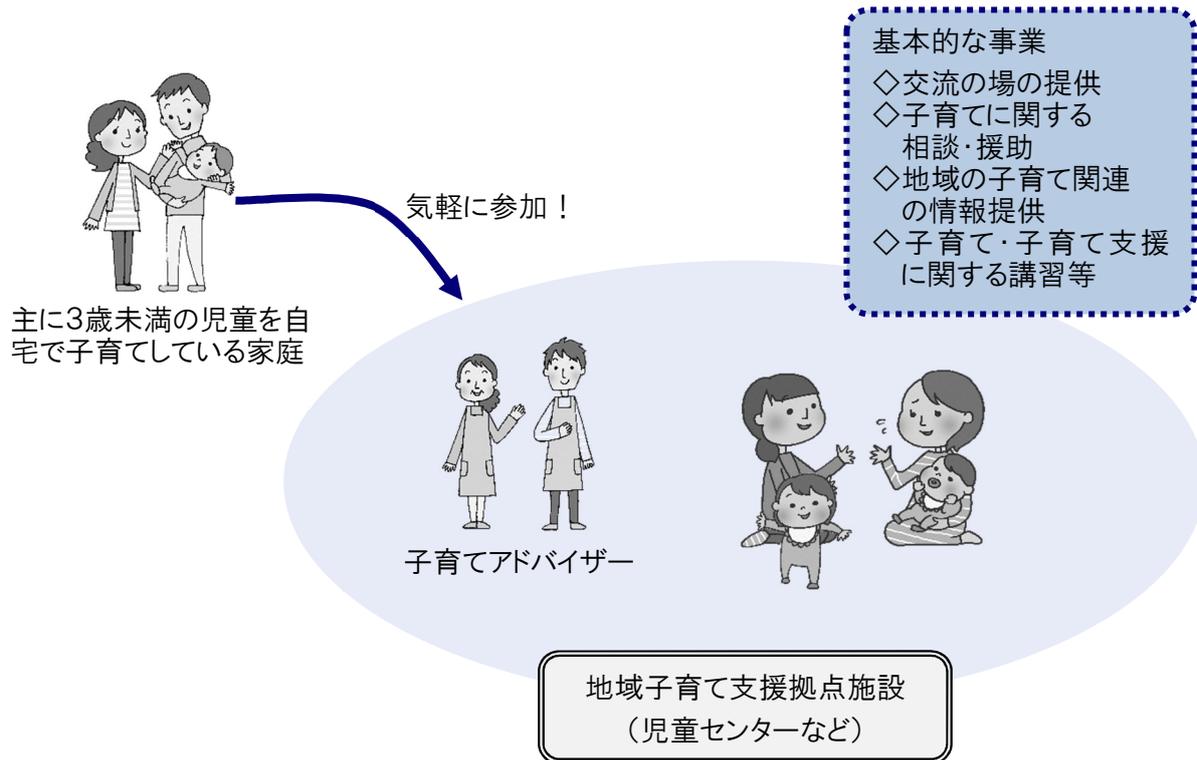
質（サービス）の向上策

- (1) 未熟児・多胎児などの家庭に対しては、孤立している家庭などの条件を緩和し、すべての家庭を支援対象にすることにより、子育ての負担軽減を図ります。
- (2) 関係機関と連携しながら支援が必要と思われる家庭を早期発見し、迅速に支援導入することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

⑦地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）

【事業の概要】

地域子育て支援拠点事業は、地域において子育て親子（おおむね3歳未満の児童）の交流等を進めるため、子育て支援の拠点施設を設置し、子育て親子同士の交流促進、子育て相談を行うとともに、子育て関連情報の提供を図ることにより、子育て家庭の孤立化の防止や子どもたちの健やかな育ちを促進する事業となります。



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み	30,337 人	30,133 人	29,802 人	29,886 人	30,091 人
確保方策	7 か所				

《量の見込みに関する算定の考え方》

過去3か年の利用率の平均を今後の人口見込みに掛け合わせて算定しています。

確保方策の内容

各児童センター5館及び民間保育所2園で地域子育て支援拠点事業を実施し、地域の状況や特色を活かすことなどにより、利用者の増加を図るとともに、学習センターなどにおいて、臨時的な事業を実施していきます。

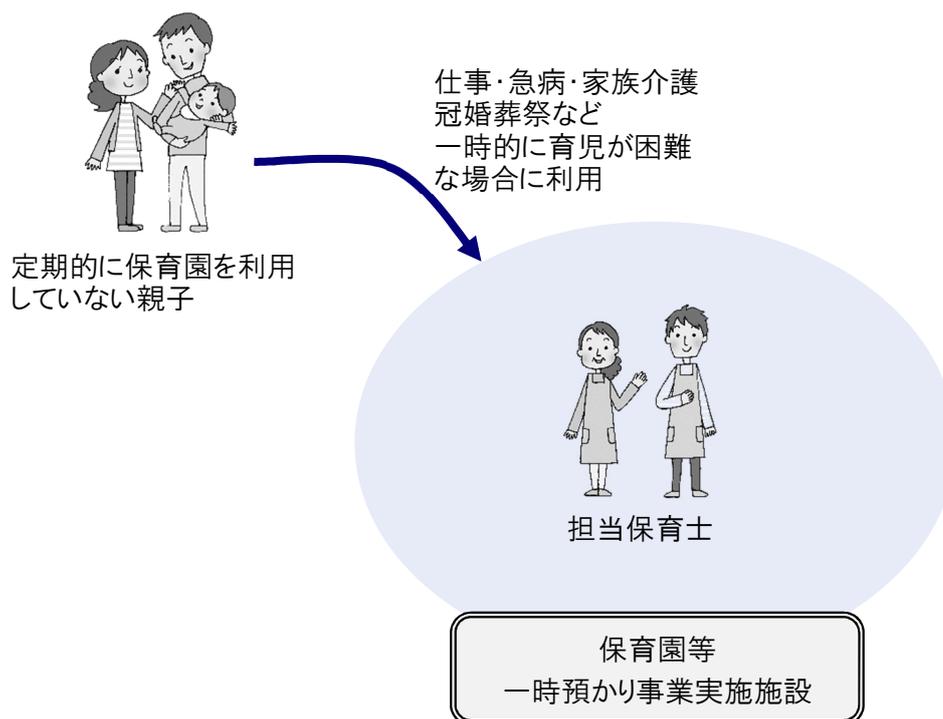
質（サービス）の向上策

- (1) 利用者などを対象にアンケート調査を行い、ニーズを把握するとともに、事業内容及び実施場所などを検証し、事業内容の充実を図ります。
- (2) 職員（子育てアドバイザー）の資質、技能等の向上を図るため、各種研修等への積極的な参加を促進し、きめ細やかな相談体制の充実を図ります。
- (3) 市の保健師、心理発達相談員などの専門職、関係機関と連携し、子育て家庭に対し、よりきめ細やかな支援を実施します。
- (4) 地域の子育て力を高めるため、地域の高齢者、ボランティア等の受入れ、児童センター運営委員会との積極的な連携を図ります。

⑧-1 一時預かり事業（保育園等によるもの）

【事業の概要】

一時預かり事業は、保育園を定期的にご利用していない家庭において、仕事や急病・家族の介護などのために、家庭での育児が困難になったときに、一時的に児童を保育する事業となります。



量の見込み、確保方策及び実施時期

	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (A)	6,615 人	6,391 人	6,222 人	6,098 人	6,017 人
確保方策 (B)	10,560 人	15,840 人	15,840 人	15,840 人	15,840 人
(B) - (A)	3,945 人	9,449 人	9,618 人	9,742 人	9,823 人
参考：実施施設数	4 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

《量の見込みに関する算定の考え方》

平成 27～30 年度の利用率の平均を利用率と設定し、人口見込みに掛け合わせて算定しています。

確保方策の内容

一部の保育園が実施を休止していることから、再開に向けて調整を行い、地域の偏りがないよう確保します。

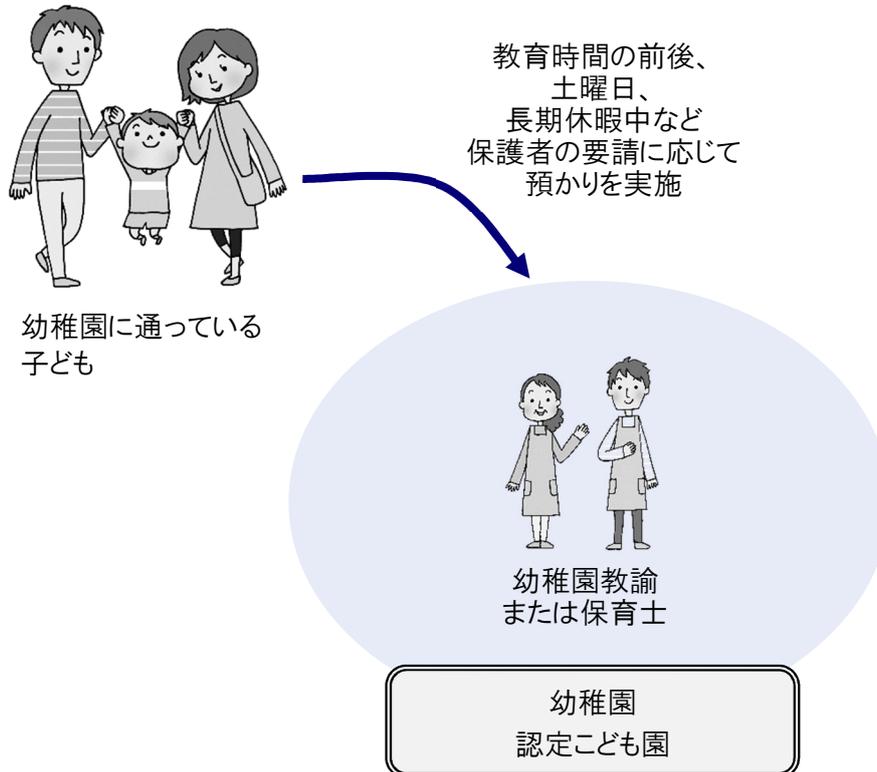
質（サービス）の向上策

公立施設については予約の方法等について、利用者の利便性の向上を図ります。また、民間事業者に対し安定的な事業の実施を図るため、事業に係る経費の一部を引き続き助成します。

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園によるもの）

【事業の概要】

一時預かり事業は、幼稚園を利用している家庭において、通常の教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に預かり保育をする事業となります。



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
幼稚園在園児対象の預かり事業（1号認定の子ども）	6,995 人	6,532 人	6,215 人	5,949 人	5,825 人
幼稚園在園児対象の保護者の就労等の預かり事業（2号認定の子ども）	61,800 人	57,600 人	54,900 人	52,500 人	51,450 人
量の見込み（A）	68,795 人	64,132 人	61,115 人	58,449 人	57,275 人
確保方策（B）	68,795 人	64,132 人	61,115 人	58,449 人	57,275 人
（B）－（A）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

《量の見込みに関する算定の考え方》

ニーズ調査結果より算定し、幼稚園を利用する保護者が一時預かり事業を利用可能となるよう量の見込みを設定しています。

確保方策の内容

市内幼稚園9園全園で預かり保育を実施しており、ニーズ調査結果において教育ニーズが高いことに鑑み、今後も幼稚園利用者が一時預かりの利用が可能となるよう量の充実に努めます。

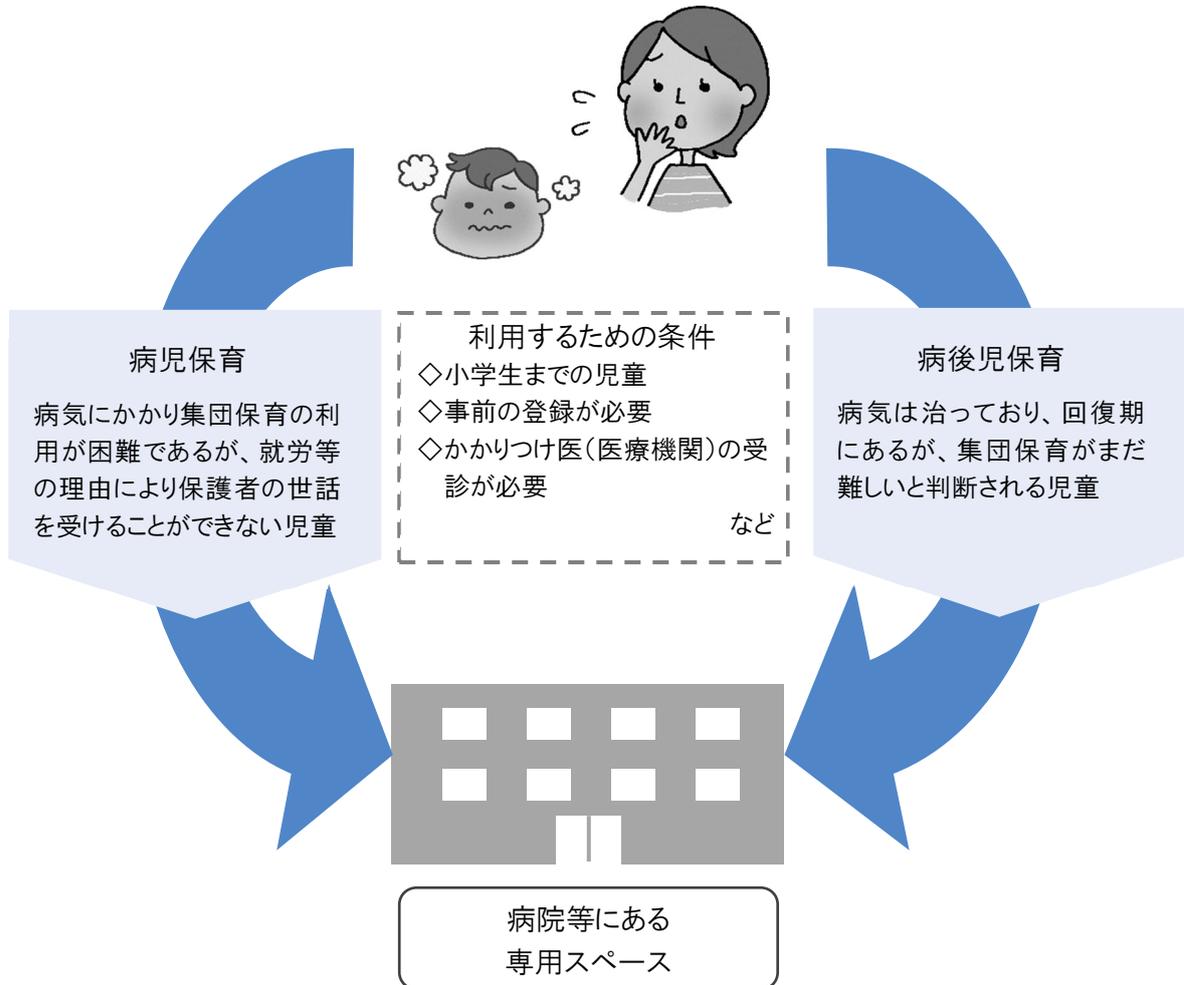
質（サービス）の向上策

各園の預かり保育の充実のため、預かり保育にかかる補助事業を継続して実施し、質と量の充実を目指します。

⑨病児保育事業（病児・病後児）

【事業の概要】

病児保育事業は、病氣中（病児）・病氣回復期（病後児）にあり、集団保育が困難な児童について、病院等で一時的に保育を提供する事業となります。



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (A)	57 人	55 人	54 人	53 人	52 人
確保方策 (B)	1,848 人				
(B) - (A)	1,791 人	1,793 人	1,794 人	1,795 人	1,796 人
参考：実施施設数	2 か所				

《量の見込みに関する算定の考え方》

平成 27～30 年度の利用率の平均を利用率と設定し、人口見込みに掛け合わせ算定しています。

確保方策の内容

現在、鎌ヶ谷総合病院にて定員 4 名の病後児保育事業、白井聖仁会病院にて定員 3 名の病児保育事業を実施しており、今後も継続して病児・病後児保育を必要とする子どもが利用できるよう確保に努めます。

本市では病児保育を実施していないため、病児保育実施にあたって、医療機関への協力を求めます。

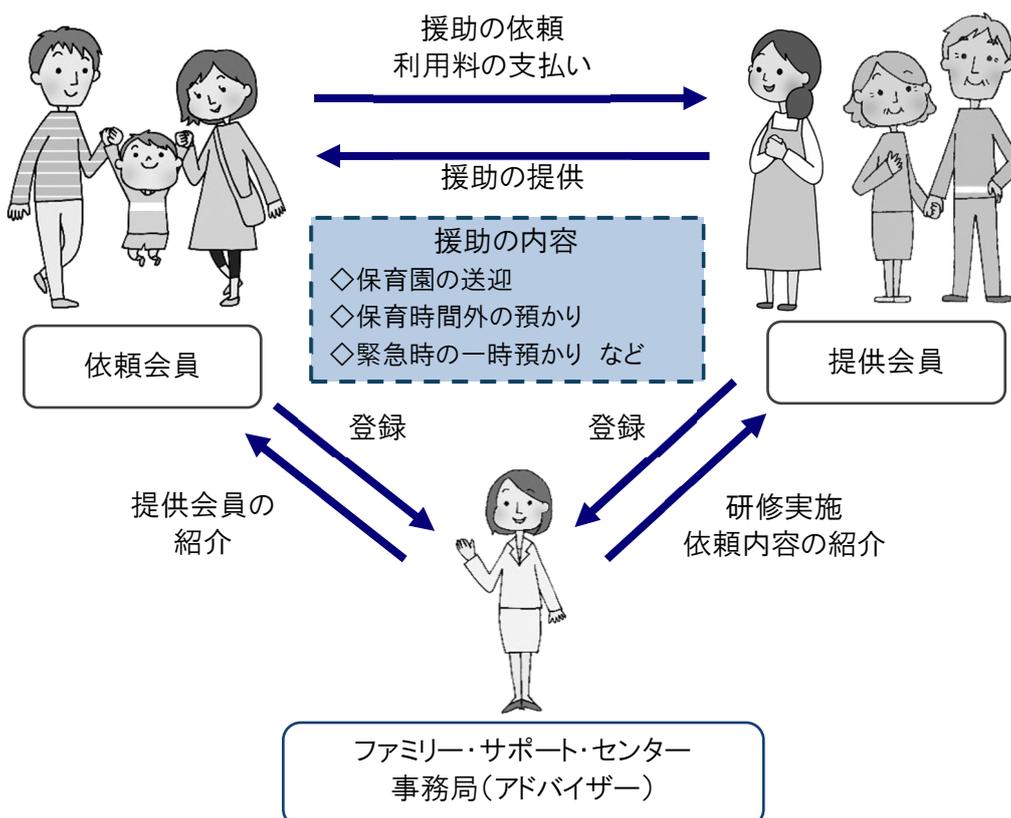
質（サービス）の向上策

現在、鎌ヶ谷総合病院にて病後児保育事業を実施しており、病後児保育を必要とする子どもが安心して利用できるよう、提供体制の充実を図りつつ、質と量の向上を図ります。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の概要】

ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との連絡・調整を市のアドバイザーが行う事業となります。



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (A) (延べ利用件数)	3,832 件	4,215 件	4,571 件	4,901 件	5,235 件
確保方策 (B)	3,832 件	4,215 件	4,571 件	4,901 件	5,235 件
(B) - (A)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
参考：提供会員数	165 人	170 人	175 人	180 人	185 人

《量の見込みに関する算定の考え方》

利用実績や利用意向、対象者を実情に合わせて段階的に増加するよう算定しています。

確保方策の内容

自治会へのチラシ配布や、公民館等幅広い年齢の市民が集まる場所にポスターの掲示を行うことで、事業の周知をするとともに提供会員の増加を図ります。

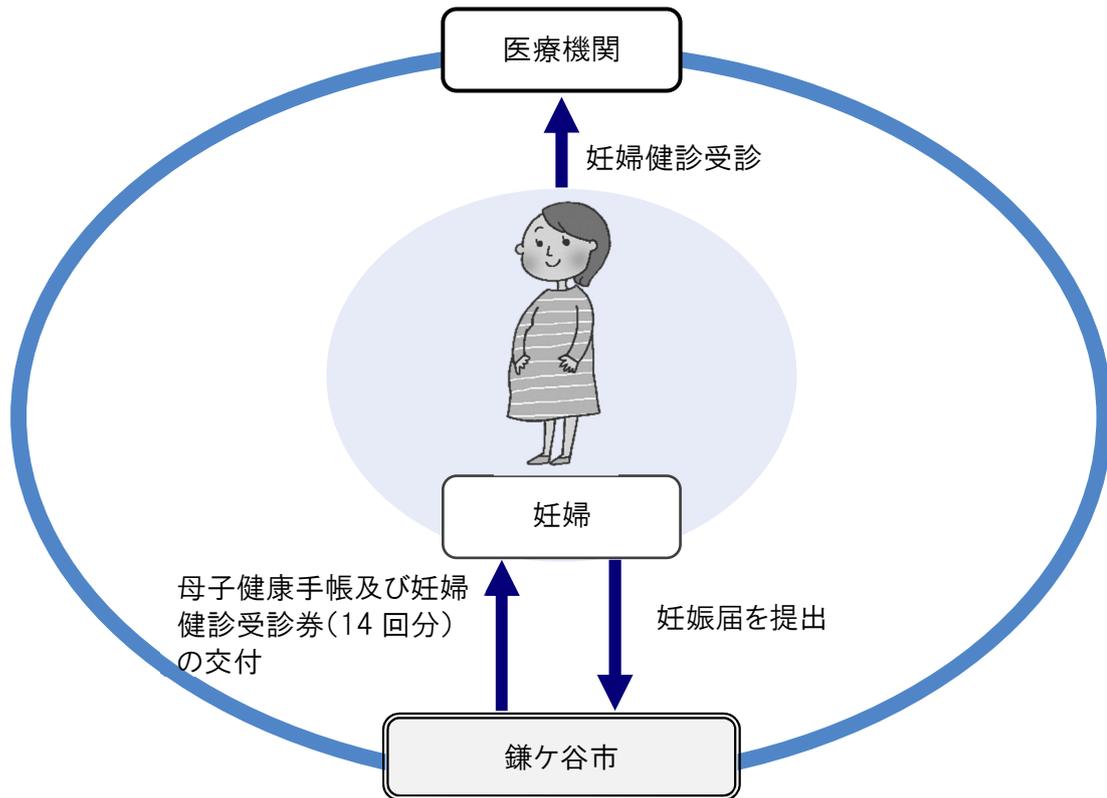
質（サービス）の向上策

提供会員による援助活動の向上を図るとともに、安全・安心な支援体制を整える必要があるため、研修内容について、より一層充実を図り、提供会員の人材育成に努めます。

⑪妊婦健康診査事業

【事業の概要】

妊婦健康診査は、妊娠中の健康管理の充実と異常の早期発見及び経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられるよう、妊婦健康診査に必要な経費を公費で助成する事業となります。



量の見込み、確保方策及び実施時期

区分	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
0 歳児の推計値	691 人	681 人	677 人	673 人	671 人
量の見込み (延べ検査受診件数)	8,368 件	8,247 件	8,198 件	8,150 件	8,126 件

※ 確保方策は、確保方策の内容に実施体制等で明記

《量の見込みに関する算定の考え方》

国が定める基本的な妊婦健康診査（14 回分）に、過去5年間の受診率の平均を掛け合わせて算定しています。

※流産などを理由に、14 回を使い切らない妊婦がいることから、実質的な受診率は、ほぼ 100%と見込んでいます。

確保方策の内容

次の提供体制で事業を実施します。

- (1) 実施場所：全国の医療機関
- (2) 実施時期：通年実施
- (3) 実施体制：医療機関による委託契約・償還払い
- (4) 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目（14 回分）

質（サービス）の向上策

- (1) 市広報やホームページ、医療機関窓口等で妊娠早期に母子健康手帳の交付を受けるよう周知を行います。また、必要時、妊婦健康診査関連のマニュアルや医療機関向けの説明書等の改訂を行います。
- (2) 利用者支援事業（母子保健型）を継続し、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票の利用の仕方や県外の医療機関での受診時の手続きについて、妊娠期から育児期に渡り利用できるサービスを含めて「かまがや子育てガイドブック」を活用しながら、きめ細やかな説明を行います。

⑫-1 実費徴収に係る補足給付を行う事業（日用品・文房具費等）

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

量の見込み、確保方策及び実施時期

	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（A）	15 件	15 件	15 件	15 件	15 件
確保方策（B）	15 件	15 件	15 件	15 件	15 件
（B）－（A）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

《量の見込みに関する算定の考え方》

令和元年度の生活保護世帯 15 世帯に基づき、量の見込みとしています。

確保方策の内容

市内の保育施設及び対象者に対し事業の周知を行い、申請に対して助成を行います。

質（サービス）の向上策

市内の保育施設及び対象者、社会福祉課の生活保護担当ケースワーカーに対し、事業の周知を行います。また、市ホームページを通じた広報や窓口での案内を行います。

⑫-2 実費徴収に係る補足給付を行う事業（副食材料費）

【事業の概要】

保育所の利用者との公平性の観点から、低所得者世帯等に対し幼稚園に保護者が支払うべき副食材料費に要する費用を助成する事業となります。

量の見込み、確保方策及び実施時期

	R 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み（A）	339 件	339 件	339 件	339 件	339 件
確保方策（B）	339 件	339 件	339 件	339 件	339 件
（B）－（A）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

《量の見込みに関する算定の考え方》

平成 30 年度幼稚園就園奨励費の申請者件数と平成 30 年度異動分を加味した件数に基づき、量の見込みとしています。

確保方策の内容

市内の幼稚園及び対象者に対し事業の周知を行い、申請に対しては助成を行います。

質（サービス）の向上策

市内の幼稚園及び対象者に対し事業の周知を行います。また、市ホームページを通じた広報を行います。

⑬多様な事業者の参入を促進する事業

【事業の概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で第1期計画からの事業となります（子ども第59条第4号）。

【確保方策及び実施時期】

第1期計画と同様に情報収集に努め、新規事業者が事業を円滑に運用していくことができるよう支援していく必要がありますが、確保方策及び実施時期については、需要の状況を踏まえたうえで検討していきます。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 庁内推進体制、関係機関・団体との連携

本計画は、子どもの健全な育成及び子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野が連携して取り組む必要があります。そのため、庁内関係部署間の有機的な連携を図るとともに、市内関係機関や県・国とのさらなる連携を強化することで、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2. 情報提供・周知

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民や企業、保育園・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。そのため、市民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園等をはじめ、子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

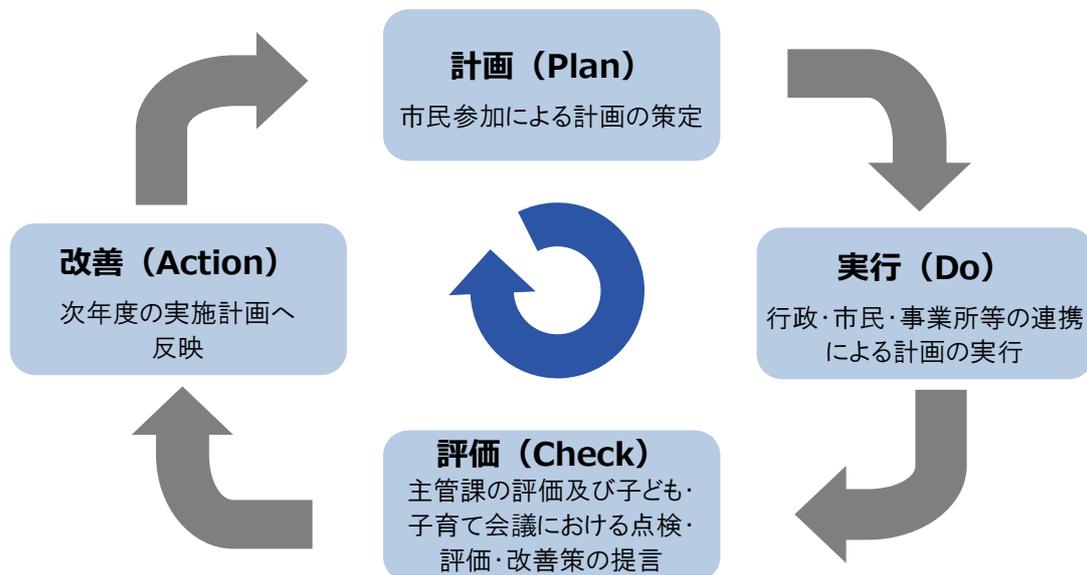
3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き当該制度の周知を図ります。また、対象施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細やかな支援や助言を行います。

第2節 進捗状況の点検・評価

計画を着実に推進するため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことを前提としたうえで、設定した目標や計画内容について策定後も適切に評価し（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

そのためには、年度ごとに進捗状況を把握した上で、鎌ヶ谷市子ども・子育て会議において施策の点検・評価について協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。



資料編

1 鎌ケ谷市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第29号

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鎌ケ谷市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子ども・子育て支援に関する法令等による施策について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、2年以内とし、臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き又は特別の事項について議決を行う場合は、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年鎌ヶ谷市条例第9号）の一部を次のように改正する。

略

2 鎌ケ谷市子ども・子育て会議委員名簿

区 分		委嘱者名等（敬称略）
学識経験者	3師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)の代表者	鎌ケ谷市医師会 学校保健担当理事 会沢 治朗
	大学教授等	福祉関係大学 淑徳大学教育福祉学科 准教授 江津 和也
教育関係者	小中学校校長の代表者	鎌ケ谷市小中学校校長会 五本松小学校校長 松本 聡
関係団体の推薦を受けた者	社会福祉協議会の代表者	鎌ケ谷市社会福祉協議会 副会長 山本 幸子
	主任児童委員の代表者	鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部長 池田 京子
	保健推進員の代表者	鎌ケ谷市保健推進員協議会 会長 和田 多恵子
	子育て支援団体の代表者	特定非営利活動法人きらら 理事長 松村 幸江
	自治会連合協議会の代表者	鎌ケ谷市自治会連合協議会 副会長 渡部 郷勝
	商工会の代表者	鎌ケ谷市商工会 副会長 北尾 法之
	勤労者の代表者	社会福祉法人創誠会 おおぞら保育園 主任保育士 高橋 良子
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立幼稚園の代表者	鎌ケ谷市私立幼稚園協議会 かまがや幼稚園 園長 山本 明世
	私立保育園の代表者	社会福祉法人茂原高師保育園 たかし保育園鎌ケ谷大仏 園長 保高 知子
市民公募委員	小学校就学前の子どもの保護者	上内 有里
		土田 麻子
		藤崎 万裕

3 計画策定の経過

月日	項目	内容
平成31年 1月11日～ 2月8日	鎌ヶ谷市子育て支援に係る アンケート調査の実施	(1) 就学前児童とその保護者 (2) 就学児童とその保護者
令和元年 8月28日	第1回 子ども・子育て会議	(1) 平成30年度子ども・子育て支援事業 計画の進捗状況について (2) 幼児教育・保育無償化の実施に伴う食 材料費の取り扱いについて（諮問事 項） (3) 新制度未移行園における副食材料費 の補足給付事業の実施について（諮 問事項）
令和2年 1月9日	第2回 子ども・子育て会議	(1) 会長・副会長の選任について (2) 次期鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業 計画【素案】について
2月12日	第3回 子ども・子育て会議	(1) 第2期鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事 業計画【素案】について（諮問事項）
3月31日～ 4月30日	パブリックコメントの実施	郵送、直接持参、FAX、電子メールにて意 見募集
7月	子ども・子育て支援事業計画策定	

第2期鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年7月

編集：鎌ヶ谷市 健康福祉部 こども支援課

〒273-0195

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

Tel：047（445）1141〔代〕

Fax：047（443）2233



鎌ヶ谷市マスコットキャラクター
かまたん